

第六十八回国
参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和四十七年五月十六日(火曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

川野辺 静君

山下 春江君

九月十三日

辞任

吉武 恵市君

平井 太郎君

五月十六日

辞任

橋本 繁蔵君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中村 英男君

鹿島 俊雄君

高田 浩運君

大橋 和孝君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

上田 稔君

川野辺 静君

高橋文五郎君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

高山 恒雄君

小笠原貞子君

國務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 滝沢 正君

厚生省社会局長 加藤 威二君

厚生省援護局長 中村 一成君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤原道子君 私は、すでに多くの同僚議員から御質問がございましたので、なるべく重複を避けて御質問申し上げます。

まず第一にお伺いしたいのは、戦後処理の方針についてお伺いいたします。

先日の大橋委員の質疑応答のときにも、戦争犠牲者の戦後処理方針については政府の明快なる答弁がなされていないので、再度お伺いいたします。

戦争犠牲者について確固たる戦後処理方針があるのか、それから戦後処理は終わったのか、今後どのような計画があるのかについてお伺いをいたします。

たします。

○政府委員(中村一成君) 戦後処理の問題は多方面にわたっておりますが、援護行政に限って、概括的に申し上げますれば、まず終戦当時海外におきまして六百万人をこえる邦人の引き揚げを緊急かつ主たる業務として行なっております。昭和二十四年までに九九%の引き揚げを完了しております。ついで、占領中諸般の事情で実現できなかった戦没者及び戦傷病者に対する援護に着手いたしまして、講和条約発効後、昭和二十七年に遺族援護法を制定いたしまして、以後、戦傷病者、戦没者の遺族、留守家族等に対する援護を主たる業務といたしまして、現在まで約十四万人の傷害者、約二百万人の遺族に対して援護の措置を講じてきております。現在は、遺族援護法及び恩給法、戦傷病者特別援護法を両輪とする法的援護は体系的に整備されております。年々の処遇改善もございまして、内容的にも充実をきたしたものであると思っておりますが、今後とも引き続き処遇の改善を講じたいと思っております。

一方、旧陸海軍関係の業務につきましては、おむね終わっておりますのでございまして、おもにいま海外の遺骨収集は完了しておりますので、このことにつきまして、今後さらに努力いたしますことと、さらにまた、三千七百名と推定されます未帰還者がありまして、これらの方々の帰還につきまして、一そうの努力をいたしたい、こう考えておるところでございます。

○藤原道子君 この点につきましてはさらに追求いたしますが、大体は終わったということですね。九五%ぐらい終わったということですが、まだ納得いかない点がございますが、いまおっしゃったことを今後真剣にお考えになって、戦後処理といたしますか、対処しましては、もっと力を入れて、一日も早く解決できますように要望いたして

おきます。

そこで、国家補償についてお伺いしたいと思います。衆議院の審議、先日の本委員会の同僚議員の質問からしても、原爆被爆者の対策は国家補償でみるべきのが当然だと私は考えます。すなわち、国みずからの権限とみずからの責任において開始した戦争であるので、国が社会保障の範疇ではなく、戦争犠牲者に対しては国としての損害賠償を行なう義務があるのが当然と思いますが、政府の見解をお伺いいたします。

○國務大臣(斎藤昇君) この問題はもうかねてからの問題であり、また御質問でございました。政府といたしましては、この人体に対する被害の問題については、やはり戦争業務に従事した者というもののについては、これは国家補償という体系でやる、そうでない者については一般的な社会保障といえますが、そういう方向でやっていくというように割り切っております。原爆被爆者を国家補償にすべしという御議論も、まあごもっともな点もあろうと思っておりますが、そういうような観点から、国家補償と、それからそうでないものというように割り切っております。今日までまいたしましては、これに国家補償に切りかえようという考えは持っておりません。御了承いただきたいと思います。

○藤原道子君 おかしいと思うのです。とりわけ原爆被爆者の問題は世界に類のないおそろしい被害を受けたわけですから、私ちょっと年を忘れましたが、たしか十四歳から六十歳だか六十五歳までは防空法というのですか、それによって義務づけられていたのです。そうして国民のほとんどが戦争にかかり立てられていたと言っても私は言い過ぎでないと思います。そういう中で受けました原爆の被災者なんですということになれ

ば、国の責任で宣戦布告をし、そうして、あの激しい長年にわたる戦争を繰り返し、その結果原爆を受けて、そして、おそろしい犠牲者が出ておるわけです。ところが、これに対して国家補償でやることは当然だと考えるのに、どうして政府はそれに踏み切れないのか、私にはその気持ちがわからぬ。あくまでも国家補償で遺憾なき対策を講ずべきだと、こう思いますが、もう一べん御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 原爆の被害というものは、これは世界にも類例のないこと、これはおっしゃるとおりだと思います。したがって、被害を受けた者も、他の焼夷弾攻撃や艦砲射撃で被害を受けた者とはまた違った被害を持っています。それだけにこの内容は充実していかなければならない、かように考えますが、これを法的に国家補償という形にするかどうかという点になります。先ほど申し上げましたように、防空業務に従事した者につきましても、これは防空業務に、国との関係で身分的にその業務に従事しておったという点になれば国家補償になるわけでありまして、たとえば監視員のようなものであります。しかし、そうでない者につきましても、まあ、一般的な社会保険という意味で、しかし社会保険といつても他の社会保険よりもこれは内容は充実してやらなければならないものと、かように考えております。その点は御了承いただきたいと存じます。

○藤原道子君 国の責任で受けた被害に対して、国の何というのですか、従属者というのですか、国の支配下にある者は国家補償でやるのだ、そのために受けた正式なそういう肩書きのないものはやるわけにいかないということについては納得がいかないのです、この点はさらに検討していただきたい。

原爆被害者の対策については社会保険の中でも最も手厚く救済して措置を行なっているように答弁されておりますが、所得制限については、原爆被害者に対する特別措置法と、国民年金及び児童

扶養手当法を四大家族で比較してみると、特別措置法のほうが所得制限がきびしいのは理解ができません。また同じ福祉立法であり、同じ厚生省所管でありながら、同一歩調をとっていない理由は、どういふふうな点にありますか。

○国務大臣(斎藤昇君) おっしゃいますように、私は概論をいたしましては、所得制限につきましても一般の社会保険よりも所得制限は緩和すべきである、かように考えます。

現実のやり方といたしましては、いろいろな給付がございまして、したがって中には非常に比較しにくいものもございしますが、原則として私は所得制限は、これは大幅に一般の社会保険よりもゆるやかにすべきである。場合によつたら撤廃すべきであるというくらいまで考えております。で、そういう点は今後深く手当ての内容に応じまして所得制限を緩和をする方向へ持っていきたい、私はできるなら撤廃をするくらい考えてまいりたい、かように思っていますので、御趣旨の点は今後十分に尊重してまいりたいと思っております。

○藤原道子君 いまも申し上げましたように、福祉年金あるいは児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の資料を見ますと、四大家族をあれしてみますと、たいへんこちらのほうが悪いんですね。この福祉年金の場合、四大家族でございしたら百九十二万三千六百二十五円までです。それから私が原爆のこの手当のほうを見ますと、百六十五万九千九百九十九円、こういうふうになっているのです。これはどういふわけであらうのかがきびしいのですか。

○政府委員(滝沢正君) おっしゃるうちに、先生のあげられました数字は、原爆手当のうちの特別手当のほうで数字が百六十五万でございしますが、今日議題の、主たる健康管理手当のほうについて百六十五万に相当する数字は百四十九万でございします。

それから御指摘の二百五十万といわれております四大家族に直した老齢福祉年金が二百二十一万でございまして、確かにその間に差があるわけ

ございしますが、この老齢福祉年金のほうは、配偶者、扶養義務者の所得と、それから受給者本人の場合とを二本建てで調査しまして、にらみ合まして、それでできる仕組みになっておりますが、原爆のほうには本人の税額とそれからこの扶養義務者の所得額とどちらか一本で、最多のほうで見るような仕組みになっておりますので、次の点が、必ずしもすぐ比較できない仕組みの違いがございします。しかしながら、老齢福祉年金の場合は、受給者本人の場合百九万ということになっておりまして、百四十九万を適用する原爆の健康管理手当よりも不利な場合もあって、ちょうどその中間が原爆の手当のようなかっこうになっております。

しかし、結論を申し上げますと、大臣からもお答えがございましたように、われわれは所得制限というものは、特に原爆の実態にかながみまして、できるだけ撤廃する、ないしは大幅な緩和をしたいということ、率直に申しまして、四十七年度はやや積み残しの感がございしますので、将来にわたってこの改善をなるべくすみやかに実現できるように努力したい、こういう気持ちでおります。

○藤原道子君 私は、同じ厚生省で、いまのようにならうと別のとをやつて、こういうふうになると、ちょっと見ると納得がいきませんわね。同じ厚生省の所管なんですから、そういうまざらわしい体制をとるのか。

それから、いま一つ、大臣からいままで発言があったのですが、あくまでも所得制限は撤廃すべきだと、それを局長のほうでもそうおっしゃいながら、撤廃できないのはどういうわけか。撤廃を断行できるような自信がございしますか。あくまでも私は所得制限撤廃をきょうは主張しよう、こういうつもりで来ておるんですから、その点の御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(斎藤昇君) 将来、できるだけ努力をいたしたいと、かように考えております。大いに努力をいたしたいと考えておりますから、御趣旨に沿うようにいたしたい、それが筋であると私は考えております。

○藤原道子君 どうも答弁が気になる。来年、撤廃できますか。

○国務大臣(斎藤昇君) 来年直ちに撤廃というところはいけるかどうかはわかりませんが、少なくとも大幅に緩和をいたしたいと考えております。

○藤原道子君 まず第一に、原爆の関係は直ちに撤廃する。と同時に、各種の、他の方面のあれにいたしまして、所得制限というのはいろいろ問題があるんですよ。たとえて言えば、低い所得であっても、これがいろいろ努力したり、ことに老人の場合などは、若しくはとも年寄りには小づかいをあげるというふうな人もいます、相当な所得があつてもそれが全然老人なんて願みないというふうな者もあるんですよ、いまの社会は。ですから、あくまでも、とりわけ原爆の場合には、今年度はもうしかたがないから、来年度は所得制限撤廃に向かつてあくまでも努力していただく。他の問題についても考慮してもらいたいと思っております、やってくください。

○国務大臣(斎藤昇君) 必ず厚生省当局はやると思ひますし、私もいつまでやっているかどうかはわかりませんが、やつておつてもおらぬでも努力を私はいたすつもりでおります。これが筋だと思ひます。

○小平芳平君 関連して。いまの扶養者の所得制限ですが、厚生省当局は福祉年金の扶養者の所得制限は来年から撤廃しますと、こういうふうな約束しているわけでしょうか。してあります。したがって、原爆の場合も、少なくとも扶養者の所得制限は来年は撤廃することに厚生省はきめて、要求すると、このように御答弁いただいたと思います。いかがですか。

○国務大臣(斎藤昇君) 来年の予算編成のときに、私がおるかおらぬかわかりませんが、いずれにいたしましても、厚生省としてはそういう方向で要求するものと、かように考えます。その点は先ほども申し上げておいたとおりでありまして、扶養義務者の所得制限は撤廃をいたしたい、そういう要求をいたしたい、こう考えます。

○藤原道子君 大臣がたとえかわらうとも、厚生省の使命は一貫しているわけですね。ですから、かりに、かわったといたしましても、後任の方によくその主張をお伝え願いたい。そうして、来年度は必ず撤廃ができるように、ことに、局長も撤廃したいということを言っているわけですから、私は来年度は撤廃できると確信を持たい。大臣、戦争中には、あなたにも相当の責任があったように思ふんです。したがって、戦後の処理につきましても、とりわけ御努力が願いたい。これを強く要望いたしておきます。

次に、健康手帳の問題でございますが、国民健康保険の患者である被爆者の場合は、他県では保険証がきかないという訴えがございました。また、広島、長崎以外の県では指定医療機関が少ないから、被爆者手帳は有効でないなどの問題があり、さらに手当を受けるために診断書も指定医療機関以外ではお金を取られるなどの問題もあって、医療の面では、さらに指定医療機関の充実などを早急にはかる必要があると思うが、どうですか。ことに国民健康保険が他府県では役に立たなかったというところは、まあ、前議員でございすけれども、相当な権威者の御親戚がよそへ行つて拒否されたというふうなことを伺つて、こ

れはたいへんだと、こう思つて、お伺いいたしますが、どうなっておりますか。

○政府委員(滝沢正君) 先生御指摘の国民健康保険の他府県での医療の問題につきましては、原則として、医療機関側が広範な地域の医療を担当するような申請をして、そのお許しが得てありまさんと、先生おっしゃる通りに、原則的には、よそで適用することが無理だと、こういう問題がございますし、もう一点、先生の御指摘の指定医療機関が少なくなつたために、原爆被爆者の指定医療機関で無料を取り扱つてもらふ診断書の問題等も含めまして、たいへん不便をしているのではないかと。この点につきましても、われわれも資料を見ましても、県によつて指定医療機関の数は、現在三万一千ございすけれども、非常に少ない県では、青森県の二十七カ所、栃木県の二十二あるいは山梨の五カ所というように、特定の認定患者の指定医療機関を含めると、山梨の最低が七になりまうが、いずれにしても、そういう不均衡があるというところを、前々から問題意識を持っておりますので、衛生部長会議等を通じて、指定医療機関の指定につきましても、県内の被爆者の実態に沿うように、できるだけ医療機関の養成を得て、まあ医療機関からの申請制度でございすけれども、やはり県の行政指導によつて医療機関の増加をはかるように、そうして地域内における被爆者の医療に不便がないように、御配慮を願うように、部長会議等を通じて、指示をいたしております。また、年々、この医療審議会に對する、指定医療機関は医療審議会が審議して許可することになつておりますが、この申請の件数がだんだんふえてきておりますので、できるだけ早い機会に御期待に沿うように、各府県のアンバランスのないようにしたいというふうに考えております。

ただ、問題は旅行先等で健康保険が適用できない問題については原爆被爆者だけの問題ではございせんが、特に、原爆被爆者の場合、制度上、特別被爆者は無料で医療が結果的には受けられることになつておりますので、非常に関心の高い大

事な、原爆被爆者にとつては医療を受けることが大事な問題でございすから、この点については事務的にもさらに検討いたしたいというふうに考へております。

○藤原道子君 気持ちが悪くなつて旅行先で医者へ行つて、医療機関へ行つてそして、それが役に立たないというふうなときのショックというものを考へて、こういうことは一日も早く改正していただきたい。

そこで、原爆被爆者の医療費は医療保険制度からはずしてすべて公費負担制度とすべきだと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(滝沢正君) この問題につきましては衆議院の本法案の審議の委員会でも大臣からも公費負担について十分検討したいとお答えをいたしておるわけでございます。われわれといたしましては、現状、特別被爆者が医療を受ける場合、原則として原爆に關係ある疾病だけと、こう限ることは実態に合いませんし、現実にはいろいろの疾病もこれによつて自己負担分を公費で負担しているという仕組みをとつておりますので、ただいまの社会保険をまず適用し、その残りの部分について公費で負担して、そして初診料等の自己負担分も予算上措置して実質無料になるようにいたしておる考え方は一応はこれで原爆被爆者の医療の面については事欠かない、対策としてはでき上がつておるといふふうに考へますが、この点につきましても、保険制度等公費負担制度全般のからみ合いにおいて十分今後検討しなければならぬ問題だと思つておる次第でございす。

○藤原道子君 あくまでもこれは公費負担制度にして保険制度からははずすべきだ、これがある、やはり地方自治体の負担もふえるのです。いろいろな点からいろいろ陳情も来ておりますから、これはあくまで保険制度からははずして公費負担でやるということで大臣にお願いしたいのです。大臣のお考えはどうですか。

【委員長退席、理事島島俊雄君着席】
○国務大臣(斎藤昇君) いまおっしゃるような方向でさらに検討いたしてまいりたいと、かように思ひます。

実際問題としてどちらが便利で——便利というか、本人にとつて都合がいいかという問題を主に考へてまいりたいと思ひます。

○藤原道子君 何だかちよつとはつきりしないのですけれども、当然、制度上から考へましても、この問題は保険でなしに、あくまで国の負担でやるべきだということを強く要望して、その方針を進めていただきたいということを申し上げておきます。

そこで、健康管理手当でございすが、五十五歳からですね。ところが、広島、原爆病院ですか、昨年の資料を見ますと、四十歳未満の成年層に白血病とか甲状腺ガンその他の貧血が半数ぐらいあるというふうな資料が出ております。それから六十歳以上には甲状腺ガン、肺ガン等、ガン系統が老人には多くあらわれておる。成年層には何と云うのですか、血液関係の病気が非常に多いと、こういうふうに出ているのです。だから、原爆被害は老人と、若い人にあらわれる病状の姿には明らかに違ひはあるようですが、健康管理手当は老人だからということではなく、やるんだつたら全面的にやる必要があるのではないかとと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(滝沢正君) この健康管理手当は当初のスタートが六十五歳というところでスタートいたしました。老人というふうな概念が強く出ておつたわけでございすが、おっしゃるとおり、文字どおり健康管理手当であるならばやはり若年で被爆した、子供のときに被爆した者というのは現在三十代あるいは四十代というところであつて、おっしゃるとおり私の気持ちとしても健康管理手当はできるだけ早く拡大したいというところで、この問題を担当して二年経ち五歳ずつでしたけれども、本年度も五十五歳というところでやつてまいりました。この点については、もう一つ健康管理手当をもらえる要件に、母子家庭という条件と、それから身体障害という条件がございすけれども、

こういうもののハンディキャップの並び合いで、年齢だけを何でも下げてしまえばいいということじゃなくて、身障の面も見なければならぬ、母子家庭の条件もゆるめる必要がある、そして、なおかつ年齢についても私はできるだけ早い機会に、もっと健康管理手当にふさわしい条件に持っていきたい、こういう気持ちは先生のおっしゃる通りでございます。できるだけ、そういうことで、今後努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

○藤原道子君 私、若い者はその点を考えていたいただきたいということを強く主張いたしておきます。

次に、原爆二世の問題でございますが、原爆の放射能の遺伝による影響については、染色体の異常が認められるのではないかと考えられます。特に、国立予防衛生研究所の研究結果として四十五年度年報には「原爆被爆生存者における染色体異常および悪性疾患」という研究結果が出されておりますが、それを見ますと、この問題についての厚生省の見解はどうなっておるかという点。

それから、遺伝の点は二世、三世では必ずしも結果が出てこないなど複雑な問題であります。今後とも、研究費の増額をはかるなどその進展をはかるべきだと思いますが、政府の方針はどうですか。

○政府委員(滝沢正君) 先生のおっしゃる予研の年報の問題は、おっしゃるとおり原爆被爆者生存者における染色体異常及びそれに関連する悪性疾患という論文が出ております。この点につきましては一つの問題点としては、染色体の異常があるというところは二世、いわゆる遺伝的にその子供に伝わりはしないかという御懸念が一つあるわけでございますが、その前の問題として、被爆者が——被爆生存者ですね、現在の生存者に染色体の異常のあることは、これは一般の人よりも高いことは認められております。この点について、この論文は一応触れ、しかし、それが遺伝の問題とは別なんだという結論になっておるわけござ

います。強度の放射線を受けた者が、正常人よりもからだの細胞の染色体の異常率が高いということは確かに認められております。この点については、白血球等の培養をいたしまして、この点が発見できるのでございますが、これを、同じ方法で二世の方に使って、二世の方のからだの中の細胞に、染色体の異常があるかどうかを確かめた実験はほかにもあるわけでございますが、これについては、遺伝が証明されておらないのでござ

います。ただもう一点、被爆者であって、二世じゃなくて、現在の被爆者自身がその染色体の異常にあることが、何かガンだとかいろいろの病気の発生の上に関連が深いかという、この点もあるわけでございますが、この点が、まだ学問的に解明できないので検討されておる。その関連の論文の一つであるというふうに理解しております。したがって、二世の方々のからだの影響の問題につきましては、先生おっしゃるとおり、まだまだ長期にわたって、これは研究をしていく必要がございます。ただ、研究の基本としては、どうい

うかみ方をしたら、どういう影響があるのかとめるのかという、その方法論が、いま申し上げた細胞の培養という方法のほかに、新たに開発されたところ、血液からとって、そのこまかい検査をすることによって、血液の中の血清たん白の分析によって可能であるという学説が出てまいりました。この方法を使った研究が現在、広島にありましてABC等でも着手されていると聞いております。その結果についてはまだ承知いたしません

し、また、結果は出ていないと思っておりますが、今後、そのような新しい方法の開発によって、二世の方のからだの染色体の異常の状態というものが、通常の方とは——非被爆の二世の方とは違うというふうなものが見出されるかどうかというところがポイントになろうというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、研究体制の推進ということは基本の問題でございますから、今後とも努力いたしたい、こ

ういうふうに考えております。

○藤原道子君 遺伝というものは二世にあらわれというだけではないと思う。隔世遺伝もあり、三世あるいは四世にあらわれるかも知れない。これは遺伝の別の方面で私も承知いたしておりますけれども、そういうことだから、二世の血液の中に異常がないから、だから、もうだいたいようぶだというふうな考え方は間違いだと思ふ。あくまでもこれは検討を進めていただいて、そうして、悩みを後世に残さないようにやっていくのが厚生省の使命だ、私はこう考えております。ここに資料も抜粋してありますが、これは時間の関係で省略いたしますが、これはたいへんだなと私は心配をいたしております。

そこで被爆二世の方々の間には、健康診断を望む声が強いのですが、本人、親の希望により、親の手帳によって実施することを考えてはどうか。被爆二世の数はおそく百万人以上と推定されるといわれておりますが、健康、生活はどうでしょう。山口大学の調査では二世の二八・六％は健康に異常がある、あるいは広島大学の調査によれば、被爆中心地に近い被爆者の流産率は七三・七％の流産、母親のみの場合は五九・五％、それから父親だけの場合は三〇％、こういうふうな資料が出されております。そしてまた、白血病にかかるといふ。青年たちが遺伝について、就職について、結婚についていかに悩んでおるかというところは想像に余りあるものがある。したがって、私は、この学術研究をあくまで進めていただきたい。私も今度初めてそういう資料を見てびっくりしたんです。勉強不足であった、申しわけないというふうな気持ちでいま胸がいびいてござ

います。七三・七％も流産する、これはたいへんなことだと思ひますが、これに対してのお考えを聞かしてください。

○政府委員(滝沢正君) 先生のただいまあげられました流産の問題については、私もたいへん実は拝見いたしました。びっくりしたわけでございますが、これに関連のある研究の結果として、昭和二十三年から六年間七万二千人の妊婦について、広島、長崎で研究がなされ、その結果、いわゆる子供さんがどういうふうな状態になるかを調べております。で、先ほど先生が放射線の影響は二世だけではないとおっしゃったのは、まことにその影響というものが劣性遺伝であるというので定説でありまして、したがって、かなり長期に遺伝の形態があらわれる可能性というものはないわけではございません。しかしながら、まず、遺伝の影響があらわれる場合、学問的に子供にあらわれるものをつかむのに男女の性比という問題が一点ござ

います。それから奇形の生まれる率、それからあと流産とも関係ござ

います。この三点について検討されたのでござ

います。先ほど申し上げました七万二千人の妊婦の調査からは、この性比、奇形並びに死産の率については、被爆者と非被爆者の関係についての影響は一応見られない、こういう結果が出ております。いずれにいたしましても、この現状の二世の方の健康診断だけでつかめる問題ではござ

いませんが、いづれにいたしましても、この問題は基本的なものさがござ

います。たとえば、京都であるとか、先生のお話の山口であるとか、あるいはよその地区で二世の健康診断をなさる、あるいはなされた実績というものはござ

います。でも、さて、それでは二世と二世でない方——いわゆる全く被爆と関係のない方の子供さんとの、ほとんど同年齢の学生等を使って対比したデータを、いざ比べようとしたら、何をもちて被爆グループと、非被爆グループに差があるという、このきめ手が、いま学問的にどこにもないものですから、みんなその問題で悩んでおる。個人個人の健康問題については二世の方に不安があり、あるいは結婚、遺伝の問題に対して、いろいろとその影響を与えていることは、われわれも承知いたしておりますけれども、この点について、二世からの健康診断側からつかむ方法論にきめ手がむずかしい。それでは、遺伝という形で何らか影響して

そこで、二世でございしますが、いま同年の被爆者の子供と、それから普通の子供と比べた場合に云々ということがございましたが、原爆の被害はその当時何にもなくとも将来起こる可能性があるわけですね。私の親類の者が、大学卒業するまでは何でもなかった、大学を卒業して三月月ぐらいしまして突然、鼻血が出てきた。それでいろいろ医者にかかったら白血病だと、とうとう大学を卒業して一年で死亡いたしました。大学出るまでは何でもなかった。非常に活発な子供だった。ところが、それが大学を卒業したとたんに発病して、しかもたった一人の男の子、親の悲しみというのは想像もできない、昨日が三周忌でございましたけれども、だから、この間も、大橋さんのところの事務長ですか、お元氣であったのに、突然異変でおなくなりになった、こういうこともあるわけでございます。いま異常がない、だいじょうぶだというような簡単な考え方でなく、いかに原爆被爆者の運命が深刻なものであるかということをお考えただいて、遺憾なき対策を立ててもらいたい。

○藤原道子君 それから、「健康管理の中の診断書には、放射能の影響の有無についての欄がありますが、医者は、自分は放射能医学専門でないから診断書は書けないと断わる人もあります。厚生省にて指導指針を出して頂けないものでしょうか。」「全体的に申しますと手続きを老人ができるように簡素にして頂きたい」ということも陳情にある。それからもう一点は、「健康管理手当受給期限が病名により一年、三年となっております

それから診断書料の千円の問題は、最初、先生御指摘の指定医療機関等の活用が十分できるようになれば、この御負担は少なくて済むようになるように思いますので、そういう面で、まあ、一般的には相談事業と申しますか、お年寄り、故老の方、こういう方にどういうふうにして、そういう手続やら、いろいろ手落ちのないようにしてあげることが、この問題がどうしても、こまかいことですが、これも、従来、ときどき御批判を受けることでございまして、この点は、今度、福祉部会がつく

い患者は二十人おられるわけでございます。沖繩の被爆者対策というのは琉球政府自体では昭和四十一年、この医療に関する法律というものが最初わが国にできてから、かなり、五、六年以上おくれておりますが、四十一年、それから四十三年にできました特別措置法、これを四十四年一月に日米琉三者の協議によりまして措置要綱というもの、実施要綱というものがつくられまして、それに基づいて全く本土と同じ仕組みの法律が適用できるようにされておりました、今日を迎えたわけでございます。したがしまして、今日以後は、日本政府が従来、原爆対策を沖縄県においても実施するわけでございますが、そういう点で、沖縄の原爆対策というものの歴史がございしますが、実質的には、琉球政府に日本政府から資金の援助のことで原爆対策費を、従来もこれはやってまいりましたが、実態としては、本土と同様の施策が行なわれておるといのが沖縄の実態でございます。

○藤原道子君　とおっしゃいますけれども、沖縄には医者が足りないのです、医療機関がほんとうに。この間、私沖縄へ行ってきたのでございますが、よくこれまでしんぼうしたなと思うくらい医

療機関は足りません。それなのに、いま、同じような方法で扱っているというけれども、医療機関が非常に少なく、医者も足りない、専門医もほとんどいない、こういう中で二十七年間放置してきた、と言っている過言かも知れませんが、私はそう思う。これに対して、今後どのようにおやりになる方針であるかを答えてください。

○政府委員(滝沢正君) 先生の御指摘のとおり、沖縄の一番の問題は原爆被爆者が医療を受けることについてでございます。先ほど問題になりましたような、たとえば、健康保険が先に出て、それから公費負担で無料にされるという仕組みが、健康保険がないために、療養費払い制度を使わざるを得ない。この点が沖縄の原爆被爆者の医療の面で、結果的には費用の支弁をいたしますけれども、どうしても先に費用を払っておくという療養費払い制度であることは、健康保険が充実するのを待って解消するしかできないことでございます。その点が一点でございます。

それから専門医が少ないという点については、前々から問題がございまして、引き続き四十七年度も専門医の派遣旅費を組んでおりまして、年二回検診に、広島、長崎等から交代で医師を三名、事務員を連れて派遣いたしております。これによって、大体、毎回百五十名程度の方が検診を受けていたで、そうして、過去には内地にお連れして、病院で入院治療した例がございまして、けれども、ここ二、三年は、その例がまさに重症者と申しますか、そのような適用者が現在ないというのが実態でございます。したがって、また老齢化してきまして、病気がいつ重くなるかわかりませんから、その原爆被爆者の本土への渡航費は五分分とあえず組んでございます。いまは実績ゼロで、最近二、三年はゼロでございますけれども、いつこの必要があるかわかりませんから、そのような措置を講じまして、現地の原爆被爆者の医療にできるだけ欠かさないようにしたい。

それから指定医療機関の問題等も、沖縄に今後

すみやかに設定いたしましたので、できるだけ本土に近づける対策というものをいたしたいわけでございます。特に、認定患者につきましては、指定医療機関ができれば根拠から公費でございますから、これはすぐ自己負担なしでやれるわけでございます。ただ、健康保険制度の成熟もそう遠くはないと思いますので、これによって、ほぼ本土に近い費用の問題の処理と、それから医療にこと欠点については、専門医の派遣を積極的に行うてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○藤原道子君 認定患者は、沖縄にどのくらいいるのですか。

○政府委員(滝沢正君) 二十名でございます。

○藤原道子君 何ぶんにも本土復帰を万歳で喜ばないというところが問題にされておりますけれども、言ってみればまさにそのとおりなんです。そこで、沖縄県の医療体制の現状にかんがみ、いまあなたのおっしゃった治療とか、被爆者のための本土へ呼び寄せる旅費、それから治療費、それから滞在費、こういうものはこれは五名分子算措置ができて、そういうことで、これは沖縄の人が非常に苦しい立場にあると同時に、ちょっとしたことでも、私なんかもそうだけれども、ひがみたくなるわけなんです。どうかそういうこととございませぬように、あたたかい対策をひとつ今後も続けておやり願いたいということをお願いをしておきます。

それから次に、治療技術の研究開発について伺いたい。原爆被爆者の治療技術の研究開発と、国としての援助の実態、広島、長崎にある文部省の原子爆弾後障害医学研究所というものがあるんですか、それから科学技術庁の放射線医学総合研究所、これの研究の実態はどうなっておりますか。また厚生省関係のそれとどういう連携をやっていらっしゃるか、お聞かせください。

○政府委員(滝沢正君) この点につきましては、文部省の関係が広島大学の原子爆弾の後障害の研究がございまして、これは研究所でございますから、一、格、格が高いわけでございますが、

長崎のほうはまだ研究施設ということで、教授は三名程度でございます。それからいまお話しした放射線医学総合研究所は千葉県の稲毛でございますが、これは科学技術庁の関係でございます。この点は放射線医学専門的な医学研究機関でございます。主として広島、長崎における原爆放射能の線量測定のことと基礎的なことを御研究願ひ、御協力、担当していただいております。それからおくれましたが、広島、長崎ともに大学関係は、臨床と基礎研究とが、両方が性格としてできる大学の研究機関でございます。

それから広島にアメリカのABCがございまして、このABCは入院施設を持たない、いわゆる疫学的な患者の影響をずっと長期に、二十四年、二十五年ばかりながめ、今後も二十五年引き続いてながめていきたい、こういうような疫学的な、十万人の患者さんと申しますか、健康状態を把握するためにそういう人を登録しておきまして、そういう人の健康状態がどういうふうに変化していくかということ、定期的に来ていただいた検査するというような疫学調査が主たる調査でございます。そのABCに厚生省関係の予研の支所がつくられておりまして、ここには長崎、広島を含めまして、わずかに三十四名程度のいわゆるわが国の予算による職員が配置されております。それからABCにも、もちろん日本人がたくさん働いておりますが、これは身分、給与はアメリカの原子力委員会からの支出になっております。

もう一つ、医療の面では、長崎、広島ともに、日本赤十字の病院が原爆病院としてこれの患者の収容、治療に当たると、長崎市あるいは広島市等の市民病院、一般の病院等につきましても治療の面で御協力をいただくと、それから医師会その他の診療機関におきましても、たとえば在宅で死亡する場合でも、原爆被爆者であるならば、やはり人体への影響を御家族等の了解を得て解剖するというようなことについて、地域の医師会全体がやはり原爆の医療の研究に協力をいただいております。こういうようなのが、非常に概略でございます。

○政府委員(滝沢正君) この点については、ABCが発足当時多分に御批判もあり、また、疑念も持たれるのも無理からぬ実態があったわけでございます。ということは、研究が必ずしも公表されないという実態がございまして、その後、日本政府としても、予研を通じてこの点について、研究はすべて両国の協議のもとに協議書を取りかわし、その結果に基づいて研究を実施し、その結果は公表する、したがって、現在におきま

れども研究の実態でございます。

ただ、この問題で、従来ならばではないかという点が一番御指摘を受けている点でございます。ので、われわれとしては、つい先ごろ、これら関係者の研究協議会を、第一回を持ちまして、今後予算要求にしても研究内容の推進にしても、ひとつお互いに連絡をとりながら十分進める必要があるじゃないか、こういうことで協議会を必要の都度開催して、そうして、これらの資料がばらばらに取り扱われることのないように配慮してまいりたい。

「理事鹿島俊雄君退席、委員長着席」、
こういうようなのが研究開発と、私のほうのこれに関与している概要でございます。

○藤原道子君 それではこれだけのものが、いままでは全然別個でやっていたわけですね。私もそれを聞いていたからけしからぬと、やっと二十五、六年たつて協議会が持たれた、ちょっと納得いかないけれども、できたならば、そこでお互いの研究を持ち寄って、いい方針が打ち出されますように心から期待しております。

ABCの問題が出ましたけれども、多くの日本人の中には、ABCは、日本に初めて原爆を落としましたので、その結果をあれするため日本人を試験台にしているのだ。研究の結果は、成果はほとんど日本へ持ち帰って、高度な点はあまり明らかにされてないというようなことを言っている人も多いわけです。すべて米国へ持ち帰っていると言われているが、その点は明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) この点については、ABCが発足当時多分に御批判もあり、また、疑念も持たれるのも無理からぬ実態があったわけでございます。ということは、研究が必ずしも公表されないという実態がございまして、その後、日本政府としても、予研を通じてこの点について、研究はすべて両国の協議のもとに協議書を取りかわし、その結果に基づいて研究を実施し、その結果は公表する、したがって、現在におきま

ては、A B C Cの研究は一切秘密はございませんで、全部学会に公表され、全国の、全世界の図書館その他に資料は配布しておりますし、予研の日本人職員が参画しておる点からも、そのような点について研究の秘密があるという実態は、われわれはいまや懸念はないものというふうに考えております。したがって、先回の委員会でもいろいろ御意見がございましたように、モルモットではないかという点でございまして、これを、原爆を被爆した人体というものが存在する、これを、やはり放射能の影響というものを、将来にわたり原子力の平和利用等を含めて、国民にとりましても、また、全世界の人類にとりましても、放射能の影響というものの基礎研究というものは非常に重要なことでございまして、むしろ、これから、いままでの二十五年よりも、あの十歳以下の被爆を受けた人たちが成年期を過ぎて老齢期に入っていく、この二十五年以上の今後の観察というものが、これから重要な課題であるということが学問的にも正しいというふうに考えますので、そういう御批判のないような仕組みを十分とりながら、A B C Cの研究というものは、今後両国協力して続ける必要があるというふうに考えております。A B C Cについても国内の諮問委員会がございまして、わが国の学者の方がアメリカ人の所長の諮問に答えて、いろいろ協議して進めるようになっておりますので、スタート当時の様相とは現状は全然違う実態として研究が進められておると私は信じております。

○藤原道子君 発足以来、最初はずっとそうだったんですが、いつごろからそういうふうになったのですか。ところが、日本人は、あらゆる、政治家でも、学者でも、一般人でも、どうもアメリカに弱いのですよね。施設さえできれば、協議会というものであればいいじゃないかというふうなことで、納得がまだできない。相当主張しなければなかなか真実は得られないと思うのです。いつごろこれはできたのですか。

○政府委員(滝沢正君) 大きな間違いはないと思いますが、私の従来この問題について記憶しておるところは、三十五年、いまのダリーングという所長が赴任以来、その前から準備が整い、赴任以来、明かに協議書を取りかわした上で研究を公表するということの手続その他、従来、いろいろ御批判がありまして点を全部改め、それからアメリカに行っておりまして資料も全部こちらに返してもらい、特定の一部の問題がまだ残っておりますけれども、お返し願うということも実現いたしました。三十五年以降はこの点については明朗な研究機関になっておる、こういうふうに理解しております。

○藤原道子君 私は、よほどしっかりしていただかなければ、協議会ができたからというだけで安心はできない。強くこの点を主張いたしまして、あなたの方の今後の御努力を期待しております。

○政府委員(滝沢正君) 原爆被爆者の実態調査につきましては、この前の国会のときも附帯決議等でこの問題が取り扱われて、入院患者の調査だけが当時残っておったという実態でございまして、今日の段階では、これも手元にございまして、刷りものにして公表してございまして、そういう意味で完了いたしております。

○藤原道子君 じゃ、原爆被爆者の死没者及びその遺族に関する調査も終わっておりますか。広島、長崎原爆死亡者数はまだまちであるけれども、公式な実数はどの程度になっておりますか。それから遺族の実態調査、引き続き死没者数、遺族等の実態調査を行なうべきではないかと思っておりますけれども、この点はどうなっておりますか。

○政府委員(滝沢正君) この死没者の数につきましては、結論を申し上げますと、わが国の数字として国外に報告された、日本政府を通じてG H Qから報告されたものは、死亡が広島の場合九万二千とになっておりまして、長崎は四万九千、約五万でございまして、そのほかにも、当時の知事が報告した死亡者数が約四万六千、あるいは広島県の警察本部の発表によるものが約十萬と、いろいろ数字の上には死没者の数字が差がございまして、しかしながらこの死没というものを、その爆弾が破裂した、その瞬間一時間以内とか、あるいは一日以内、その日だけの死亡者というふうに限定することが非常にむずかしい。また、その翌日、あるいは一カ月以内ということの影響を受けた死没者が出てくるわけでございます。この点について死没者数というものの定義を、時期をいつにして死没者というものをつかむかということが非常に実態としては困難な問題がございまして、

それから、したがって遺族の問題につきましても、この四十年に行ないました実態調査では把握いたしておりません。しかしながら現地にございまして広島大学あるいはNHKの広島厚生文化事業団等が広島市内の復元調査というものを実施、着手いたしましたのでございまして、これに着目いたしまして、われわれは四十五年からこれに国の補助金を出しております。要するに、広島市内の各町内会ごとと被爆当時の町の様子を復元しよう、そうしてそういう地図をつくらせ、そうすれば、そこにだれが住んでおって、何名で、いまだうなっている。こういうことをたいへん御努力によっていま復元地図がつくられておまして、これに約四百万の国からの補助金が出、広島市当局の予算と合わせまして復元調査を実施いたしております。これが私はこの遺族ないしは死没の状況を、もう一べん別の面から把握できる機会ではなかろうかというふうに思っておりますが、大体四十七年度で完成いたす予定になっておりますが、どうも実態を開きますともう一年くらいかかるというところでございまして、当初三年計画があるいは四年になるかもしれないが、これによりましてかなり遺族並びに死没者の別の面から、当時の公表された数字と違う意味でまた把握できはしないか、こういう期待を持っておりますのでございまして、

○藤原道子君 私は、いろいろ御答弁がございすけれども、なかなかむずかしいと思う。先日広島市の広島で、似島原爆者遺体発掘の問題、びっくりいたしました。似島は広島からもう見える近さで、沖合い四キロくらいの島だそうですね。当時陸軍検疫所があったので、被爆者が半死半生で、八月六日船で運ばれた。しかし次々と死んでいく。最初は焼いて埋葬したが、しどいには横町にさんごん穴を掘って埋めた。広島市では昭和三十年までは市民から死体が埋まっていたらしいとの連絡があれば掘っていた。なければ掘らない。昭和三十年をもって遺体発掘作業は完了と決定した、原爆史にもその旨を書いております。ところが似島の住民も三十年までに何度か遺体があるらしいと市に連絡をしてきたそうでございますが、ところが四十六年に護岸工事のために小学校の校庭のすみを掘ったところが骨が出てきた。大騒ぎになった。十月十日に最初の骨が出て以来、十一月中旬までに市の作業班が掘った二十五日間に七百六十六体が発掘されたというのです。これはね、そこに検疫所があつて、それで被災者を船で運んだんですというところがわかつているのに、終戦後それを放置していた、これはどういうわけですか。おかしいじゃないか。もし、小学校の校庭をやり直したために掘らなかつたならば、この遺体は永久にそのままになってしまつていた。子供たちは遺体が埋まっている上で運動もすればいろいろなことをしていた。子供が受けたショックは想像以上のものだということの報告を私は聞きました。

私が納得いかないのは、被爆者を八月六日に船で運んだことが明らかなんです。幾ら終戦後の混乱があつたとはいひながら、それをいまだに放置していたという、これは何としても納得がいけないのです。というふうなことからすれば、それは死没者あるいは遺族の実態がわかるはずないじゃないですか。どうお考えでございましてか。

○政府委員(滝沢正君) この似島の当時新聞記事が出ましたときも、われわれとしてはさっそく現

地の広島市にいろいろの実態を教えてくださいたいわけですが、内容は、いま先生のおっしゃるのとおりでございます。

この問題につきましては、まあ、非常に平たい、率直な申し上げ方を差し許していただくならば、当時やはり関係者が、実際にそこにその死体を運び、処理した関係者は、おそらく軍の関係等であつて、その後散逸して、いわゆる広島市民あるいは広島市当局の関係者であるということがほとんどなかった。ただ、似島の町民の方で、そのまゝそこにいた方で、この問題について積極的な、あるいは実態があつたのを放置しておくのはおかしいということの御発言であれば、あるいはもっと早くこの問題が処理できたかもしれない。ただ、周囲がそのまゝ放置された実態で、当時、どういふふうにしてその患者が運ばれ、続々と死亡し、その火葬が行なわれた実態というものは、先生のいまのお話の、われわれの承知している範囲でもお話しでございまして、当時、防空壕等を利用して、そこに埋葬したというようないふ実態も一部報告されております。

そういう意味で、今回の学校の校庭の工事を契機にこれが発見されたということになりますと、先ほど私も別の角度から申し上げたように、死没者の把握というものは非常に困難だといふ先生のお話をさらに強く印象づけるわけでございます。そして、この点につきましては、現地の広島市においても、今後ともこのような関心が市民の中から強まって、そうして当時の情報が市当局にもたらされれば、確実であれば、それに応じた遺骨の発掘作業等が続けたいと思つて、いまのところ、これ以外の場所について積極的に調査してみても情報が得られないから、現状においては、まあ、このような契機はあつたかもしれないけれども、一応、この地帯の処理は終わった。したがって、今後の問題については、積極的な情報を受けられれば、市当局としては、やはり終わらない姿を終わらせる方向に努力したい、こういうことを申しておるわけでございます。

○藤原道子君 私はね、軍が言わなかったといつても、そのときどういふ状態であつたかといふことを、十分軍に對しても、そこにいた責任者等に對しても、聞くような方法があつたら、私はこんなばかなことはなかつたと思う。こういう記事を見るたびに、遺族の受けるショックというものは、どれだけ大きいものかといふことを肝に銘じていただきたいと思ふんです。

それで、私は、この問題につきましてNHKで取り上げました。それで何うんですけれども、印鑑や指輪というのが見つかつて、世田谷の友田よう子さんの母親ということが判明した。女学生の定期で、当時、女学校二年生だったことをおねえさんが証言したといふようなことで、二人の遺体がわかつた。ところが、あとは全然わからない。その後、何かうわさが出れば努力しますと言つけれども、もしも御記憶があつたらぜひお申し出くださいといふような宣伝といふか、指導といふようなことをしておいでになりますか。

○政府委員(滝沢正君) この点につきましても、先生がその他の地域の問題についての御意見等もございまして、われわれとしても、当然のことながら、当時、その他について、このような実態があるかどうか確かめたわけでございますけれども、その点については、先ほど申し上げましたように、一応、情報が確認できるものがあつたら、工場の周辺にそういううわさがあつて、これは当時の看護婦さんあるいは医師の従事者等に意見を求めたところ、確実な情報が得られなかつたために、この辺の発掘は見送つておるといふ事実が一部報告されておりますので、どの程度積極的に市民にそのような問題を訴えているかといふ実態は、必ずしも私明確にしておりませんが、一例としては、そういうような情報があつたものについては、確認の努力をして、そうして確認できないので、現在、発掘作業をする決心をしていない。こういう事例を受けておりますので、市当局としても相当の決意でこの問題に取り組んでおると

私は理解をしております。

○藤原道子君 広島市は、似島の件で、発掘作業は一切終了したと言つておるんです。ところが、最近、大那沙美島というんです、広島市の沖の。たしか八月六日に被爆者が多数運ばれたといううわさが出てくる。あるいは宇品の東洋工業の車庫になつておるところに被爆者が運ばれたという住民の説もあるやに私は聞いております。ということになれば、そういう説があるならば、アメリカあたりは、たつた一人の生死がわからなくても、国をあげて、その結末まで努力するといふようなやり方をしておいでになる。ところが、世界で初めて受けた原爆の被爆者が、それが二十何年も遺体が放置された上で、いままた大那沙美島にも八月六日に被爆者が運ばれた、あるいは宇品の東洋工業の車庫になつておるところにも被爆者が運ばれた、たゞ、広島なら広島の見聞板といふんです、町内会を出しているそういうものでも、もしもあんな方のはうへ情報があつたら知らせしてほしいといふようなことを出させるようにしたらどうでしょう。住民はね、政治に関連したり、あるいはこういうことに発言することをちゅうちょする傾向がある。そういうことからいっても、これは重大なことでございまして、大那沙美島とかあるいは宇品の問題とかいふようなものは、とりあえずどういふところから出た情報かといふようなこともお調べになつて、もし、一体でも遺体があるならば、私は処理をしてほしい。さらに詳しいことは、また御連絡くださいと言つておる人もありますので、私ももう少し健康がよくなつたら行つてみたいと思つておりますけれども、とにかく、こういうことがどれだけ国民に大きなショックを与えたかといふことをお考えになつて、よりよい方向へ少々金がかかつて、金で買えない犠牲者の問題でございまして、この点は十分御努力が願ひたい。大臣、いかがでございませうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 県市当局とよく連絡をいたしまして、そういう遺体が人知れず埋められて

ているといふようなことのないように、ひとつ配慮をいたしたいと存じます。

○政府委員(滝沢正君) 具体的な手続として、来る十九日に、現地の広島からお集まり願ひます審議会がございまして、先生の御趣旨をさつそく相談して、現地の実態、お考えを確めた上で、国会で御審議があつたということをお伝えして、最大の努力をさせていただこうと思つております。

○藤原道子君 いろいろ伺つて、衆議院の官報なんか、速記録なんかも持ってきたけれども、時間がそろそろ来るようすから、最後に、静岡県に被爆者が約六百名いるんです。ね。そのほとんどが軍人なんです。それで、やはり被爆者援護協会といふんですか、というのができておりますが、ほとんど軍人さんなんです。六百名いる。それで、内部疾患患者が多いそうです。肝臓とか何と内部疾患が多い。そこで、せめて障害年金のようなものがいただけないものだろうか。つまり、軍人だからほとんど何ら手当も何もしてもらえない、こういうようなことをきくう電話でありました。それから、身体障害者並みの扱い、つまり交通事故者並みに交通費とかなんとかいふような点についても御配慮が願ひなうか。それから、医療法を二年二回の検診というようにしていただいて、私たちも二年二回の検診を受けたい。それは内部疾患といふのは表にあらわれませんけれども、本人にすれば非常に心配です。それから、二年に一回ぐらいはそれこそ精密検査をしていただけないだろうか。日常の不安を救つてほしい、こういうふうな陳情がございまして、現地に駐在していただけないですか。それから、六百名の被爆者のほとんどが軍人だといふのです。ところが、その軍人の被爆者に対してはきょうまでどういふような扱いをしておいでになるかといふことをお伺ひしたい。

○政府委員(滝沢正君) 軍人の被爆者といふことも当時の被爆の状況に応じて特別手帳なり、条件がよくて特別被爆者になる条件でない方は一般被爆

委員からもその問題をお話しになりました。この前も出ましたけれども、京都の被爆者にアンケートを出したら、二百六十六名の子供さんの健康診断をぜひやってほしいという切実な声が出ているわけなんです。先ほどからいろいろな滝沢さんのほうから御答弁がございましたけれども、非常に困難だということはわかるわけですけれども、じゃ、その困難に対して政府として一体どういうふうに対処しているのかと、じゃ、今後努力しますと、いろいろと研究、調査というものも進めてきておりますということを言われておるわけなんですけれども、先ほどから伺っておりますと、まず、被爆二世の数もつかめない、状態もつかめないというような問題もございますね。そういう問題があって、そしてどういうふうに調査、研究を

するといふことが考えられるのか、具体的にその問題をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(滝沢正君) 確かに二世の問題については、京都の調査も私手元にごさいます。先ほど申し上げましたように、いろいろ結果は出ます。出ますけれども、やはり現地におきましても放射能の影響が二世にどうあるかは、この調査だけではわからないという御意見が付けられておりますし、また山口大学の社会学的な調査についても先ほどちょっとごさいます。いま手持ちの資料から見ますと、最終的にやはり研究担当者もこれに遺伝的影響なのか、環境の影響なのか、要するに、被爆者の社会学的な調査の実態について、まあ、いろいろ御見解があるようでごさいます。まあお尋ねの数を一つ、あるいは状況を一つ、これも確かに必要なことでごさいます。私

たちは、先ほど来申し上げておりますことは、何を医学的尺度にして、二世の方の健康に問題があるかを確かむか、方法論を見出さずして、二世の方の健康問題を論ずることは、ただいたずらに不安を与えるような結果になる、あるいは不満な結果を与えるようになりはしないのか。そこで、状況の把握とは何を通じて状況を把握すべきなのか、数をつかむことは、これはある程度、私はその条件設定をやりますれば、国政調査ないしは実態調査で数の把握は可能だと思えます。ただ、国民感情から一部にごさいます。二世ということ率直に表現することを避けたという人もないというわけではないというのを聞いておりますので、このような調査というものが、先ほどの三十三万の被爆者の登録の状況からいけば、二人、三人子供があるから、百万に近いだろうという数字の話だけにいまのところ終わりまして、この数の把握そのものが、どういう方法で、どうすれば実態が推計できるか、こういう問題についても、私たちは、必ずしも現状で確信のある考え方を待つわけではごさいません。いろいろ福祉部会等でもできますし、将来の実態調査に向かつて検討を始めた、こういうふうな現状で

ごさいます。

○小笠原貞子君 これは医学的に確かに究明していただかなければならない問題で、私はそれを否定するわけではないんです。しかし、一体いつになつたらそれがわかるといふめどがごさいますか。むすかしでございましょう。

○政府委員(滝沢正君) この点について、従来細胞学的に白血球の培養をしまして、二世の方の染色体の異常な発生率が、従来調べられていた被爆者二世でない一般の方の、そのような発生率との比較論という、要するに、細胞培養方法論というものは、時間ばかりかかりますけれども、時間と費用をかければ、かなり広範にできる可能性がありまして、外国で開発されつつある血液の血清たん白で、非常に微量の血液で高度の分析が幾種類も、科学検査の結果が短時間で集約的に出せる方法論が開発されて、それを使つてのA B C Cの血液からの遺伝的要素の発見の研究というものが可能になつてまいりましたので、私はそんなに、その結果がイエスと出るかノーと出るかという結果の問題はともかくとして、この研究そのものが、ある程度めどをつけることはそう時間がかからないんではなからうか。そうして、それが二世の健康問題の把握に使えるか使えないかは結果によるのでございまして、その考え方が出るのは、そう五年も十年もかかる問題ではない、こういうふうにごさいます。

○小笠原貞子君 確かに一日も早くその結果が出てほしいと思ひます。しかし、現実に二世を持つております親の身にいたしますと、その結果がどういう方法でやつたらいいのかわからないからというところは、親にとっては問題じゃないんです。やっぱり自分の子供が、こういうふうな、けがをしても血がとまらないとか、よく吐くとか、寝汗をかいちゃって普通の子供よりも病気がいつても長引くとか、そういう一般状態の中から、いつでも自分の子供が被爆したために影響が出ているんじゃないかということで、たまた

ない気がするわけなんでごさいますね。そうしますと、その親にとつてみれば、やはり被爆者であるということが知られるのはいやだといふ以前に、子供のためにやっぱり子供の健康診断をしてほしいという親心につながっているわけでごさいます。そういうような要望から、現在まで、北海道、これはことしの六月に実施の予定になっておりますけれども、対象者は百名でございまして、それから予算は十七万八千円という、たいへん苦し中なのでもうずかしの予算でございまして、希望者が百人おりました、その希望に従つて実態を、二世の実態調査、まあ、健康診断をするというところがこの六月に行なわれるようになっておりますし、それから京都の場合にも、昨年度受診者は百五名いたしました。希望者は二百六十六名おりました。それから川崎でもこれは実施をしていくと、こういうように、やはりその子供を持った親にとつてみれば、やはり安心してほしい。もういづれ何かあれば、私が被爆したためではないかというので、親にとつてはたまらないわけですから、そういう立場から、こういうふうな実態調査を始めたいということは私はたいへんいいことではないかと、それによつて、またいろいろ今後の方針を出すお役にも立つんじゃないかと、そう思うわけなんです。そうしますと、こういうことをしますのにも非常にやはりお金の問題も関係してまいります。非常に散らばつておりますので、診断するところまで出てこなければならぬ。その費用がかかるとか、それからまた普通の日にされると、やはり共働きなんかにしている場合には連れていきにくいというふうな、たくさん問題がございまして困っているというところなんですね。私、先ほど、そのために伺ったんですけれども、大臣がやはり、これは国の責任だとおっしゃつたように、国の責任、これは一つの自治体としてもやつていく、自治体ももちろん協力してほしいけれども、国としても、こういう問題をやっぱり考えてほしい。いままでは希望がないの

すという御答弁でございしましたけれども、希望があつて、診断をして安心もしたいし、いろいろ今後注意したいというふうな希望があるという、この切実な希望に対して、こういうことをやっている自治体のやり方は、私は、たいへん進んだやり方だと思ひますけれども、大臣そういうことをどうお思ひになっていただけるかどうか。またそういうことについての希望があるならば、安心できるようなしてあげようというあたりの政治の立場に立つていただけるかどうか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は、前にもこちらで申し上げたことがあるかどうかわかりませんが、まあ、いたずらに二世の方に不安を与えるということとは学問的な結果が出ないうちにどうであらうかという政治判断をいたしておりましたので、しかしいまおっしゃるやうにぜひ健康診断をしてほしいというふうな希望が非常に多い、その声にこたえて地方でもばつばつやつておられるということでもございまして、そういう事態に対して国は費用をどう見るといふことを考えてみたいと、かように考えます。

○小笠原貞子君 具体的に考えていただけたらいいのはどういふふうに考えていただけたらいいのしょうか、時期的な問題や内容について。

○国務大臣(斎藤昇君) これは予算的にまずそういうことが考えられるかどうか、まあ、考える方向で検討をしてみたいと、かように考えております。○小笠原貞子君 それじゃ、ぜひそういうふうにご検討いただきたいと思いますので、お願いいたします。

それから一体この遺伝子、染色体にいろいろ異常があるというものは、もうすでにA B C C自身も言っているし、学会としてもこれは通説になっているわけですから、ただ、遺伝するかどうか、その染色体の異常が直接二世になつて被爆者になるかどうか、このところがたいへんむずかしいところ、こういうふうなお話でございまして、そこで、結論が出ないというところは絶対にそういう関

希望でございます。で、広島原爆病院の概況なんかも見せてもらったり、ほうほうの病院を調べてみましたのですが、老齢化しておるといふ問題からするやはり成人病なんかとか、いろいろな病気とかのね合いがございますですね。そういたしますと、非常にいままでの一般検査の項目では不安だといふうな声がたくさん出ているわけなんです。で、わずかな例だけをきょうは持ってきたわけけれども、富山なんかで見ますと、血液検査が重点になっている、総合的な精密検査というのがやられていないというのが非常に不満になって統計的にも出てきております。それから東京のある病院で原爆の被爆者を担当していらっしゃるお医者さんに行って伺ってみました、ほんとうにもうちょっと早く来てくだされば打つ手はあったという例が非常に多いということを言われた、こういうことです。そういう患者が、なぜそこまでおくれたかということ、やはり一般検査――専門医も少ないということのために、指定病院で、たいしたことないですよ、こう言われて、結局手おくれになって来られたという方が、非常に多かったわけなんです。そこで非常に問題なのは、やはり一般検査というのが、いま視診、問診とか、外から見るのと、血沈検査、血球数、血色素、血圧、尿、ふん便検査というのが一般、あとずっとありますね。これがもう一般と精密というのがくつついてきて、一般というのでは診断ができませんという不安を私は感じたわけなんです。これで四十五年の資料をもらってきたのですけれども、東京の指定病院、ずっと――都立の荏原病院、大久保病院、大塚病院、駒込病院、墨東病院、豊島病院、八尾病院。それから国立の東大病院、東一病院、立川病院、がんセンター、日赤中央病院や武蔵野日赤病院、大森日赤病院。それから町田市立病院、都南総合病院、昭和医大病院、慈恵医大病院、代々木病院といふような病院。それから中野共立病院とか、河北病院とか小豆沢病院、西新井病院、木下病院、四ツ木病院と、指定病院をずっと調べてもらったのですが、一体どのの

うにとらえるか、この点はいままで御議論申し上げ

げてまいりましたような要素を、部会等が設定さ

処理の可能性を見出して、あるいは抽出調査による健康状態の把握というようなことも可能であれば十分検討したい、こういうふうに考えておられます。

○小笠原貞子君　それでは、そういう検討をして二世の調査というものも具体的にやっていただけというように考えてよろしゅうございますね。

○政府委員(滝沢正君) 二世の調査の可能性というものについて専門家の御意見を聞いて国勢調査でやる部分というものには限界があるのじゃないか。したがって、独自の調査で、しかも二世の問題がどこまで調査が可能であるか、この点を検討したいということです。

○小笠原貞子君 国勢調査にこだわっているわけじゃなくて、実態を調査して、そうして、その二、三世の方たちのはんとうに健康を守るような、そういうための調査をしていただきたいということでございますので、そういう意味で御検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、健康診断の問題についてお伺いしたいと思うのですけれども、先ほど、中年の方で自殺をされる方が多いということをちょっと申しましたけれども、ほんとうに四十歳代で自殺する方が多いのですね。それで被爆者で、そうして健康診断してもらったと、しかし、一般検診な

のだから、いや、たいしたことないですよといふことで済ましてしまわれるのだと思うのですが、何といったって本人が一番わかってゐるわけで、からだがだるい、仕事ができないと、外形から見えまけんものでね、やれ、なまけ病だとか、どうとかこうとかいふようないろいろな非難の中でよ

うとう生きる氣力を失つて死んでいくというよう
なこともたいへんございます。ですから、被爆者
にとつて一番切望されていることは、ほんとどう
の、——ほんとこの言つたらおかしいですけども
も、健康診断をしっかりとやってほしいというのが

希望でございます。で、広島原爆病院の概況なんかも見せてもらったり、ほうほうの病院を調べてみましたのですが、老齢化しておるといふ問題からするやはり成人病なんかとか、いろいろな病気とかのね合いがございますですね。そういたしますと、非常にいままでの一般検査の項目では不安だといふうな声がたくさん出ているわけなんです。で、わずかな例だけをきょうは持ってきたわけけれども、富山なんかで見ますと、血液検査が重点になっている、総合的な精密検査というのがやられていないというのが非常に不満になって統計的にも出てきております。それから東京のある病院で原爆の被爆者を担当していらっしゃるお医者さんに行って伺ってみました、ほんとうにもうちょっと早く来てくだされば打つ手はあったという例が非常に多いということを言われた、こういうことです。そういう患者が、なぜそこまでおくれたかということ、やはり一般検査――専門医も少ないということのために、指定病院で、たいしたことないですよ、こう言われて、結局手おくれになって来られたという方が、非常に多かったわけなんです。そこで非常に問題なのは、やはり一般検査というのが、いま視診、問診とか、外から見るのと、血沈検査、血球数、血色素、血圧、尿、ふん便検査というのが一般、あとずっとありますね。これがもう一般と精密というのがくつついてきて、一般というのでは診断ができませんという不安を私は感じたわけなんです。これで四十五年の資料をもらってきたのですけれども、東京の指定病院、ずっと――都立の荏原病院、大久保病院、大塚病院、駒込病院、墨東病院、豊島病院、八尾病院。それから国立の東大病院、東一病院、立川病院、がんセンター、日赤中央病院や武蔵野日赤病院、大森日赤病院。それから町田市立病院、都南総合病院、昭和医大病院、慈恵医大病院、代々木病院といふような病院。それから中野共立病院とか、河北病院とか小豆沢病院、西新井病院、木下病院、四ツ木病院と、指定病院をずっと調べてもらったのですが、一体どのの

くらの検査のときに、一般検査と、精密検査と
いうのをやっているか。そこで見て、わっと思っ
たことは、一般検査、これは都立の大久保病院で
見ますと、一般検査を百七十五件やっているの
で、すけれども、精密検査は一件もないですね。そ
れが荏原ですが、都立の、さっき言いましたよう
に、一、二、三、四、五、六、七、都立の七つの
病院は、もう何百という一般検査をやっても、精
密検査に入っているものは一つもないというこ
とが特徴でございました。日赤も、たとえば武蔵野
日赤は百六やっても一つもやらない、こうい
う特徴なんですね。で、やっていると、こうい
うとえば国立の東大は七十六の一般検査をやっ
て、それから精密に回ったのが三件なんです。それ
から今度がんセンターでは、十九人一般検査をや
って、十九人とも精密検査へ行っているのです。
そこを、ちょっと考えていただきたいのです。
がんセンターでは十九人一般やっ、十九人
そのまゝ精密やっているわけなんです。それ
から代々木病院と中野共立病院、こゝも一般は全
部精密をやっている、こういうふうな非常に差が
出てくるわけなんです。だから、全然一般でだ
いじょうぶだと言つて、精密一つもないといふこ
とは、私はあり得ないですね、私のしろうとの
考えでは。だからこう言われて、何でもないので
ですと、何百人の人が帰られて、そして、どうも
ぐあいが悪いと言つて精密検査をした。精密検査
したとき、先ほど言われたように手おくれが非常
に多い、手おくれなんだとお医者さんに言われる
ような結果になってきたのじゃないかといふこと
が考えられるのですけれども、そういうような
点、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(滝沢正君) たいへん問題が提起
されたというふうな私、考えておりますが、実
は、全国の数字からいいますと、四十三年は一
二%程度が精密検査に回っていますが、最近では
約一六%にふえています。これは全国の数字でござ
いますから、いまのような地域的な実態を把握さ
れた御意見には答える数字ではございませんし、
また、六分の一程度が精密検査に回されていると
いうことで事足りるかというところ、これはやはり問
題があると思ひます。しかしながら一般検査とい
うものは、からだの状態を判定し得る基礎的な調
査でございまして、まずこれをやることにによつ
て、さらに精密検査というものの機能を活用し
て、実施していただくべきだといふことのほう
が、――私、先生の御意見の、前向きにとい
つて、精密全部といふことは、医療機関の機能から
すればちょっと無理じゃないか。したがつて、結
論を申し上げますと、御意見のような趣旨を、こ
の原爆被爆者も老齢化してきますし、また重要な
点、被爆した者が老齢期に入りますので、健康問題
が非常に重要な時期に入りますので、一般検査、
精密検査の、このつながりを、予算上の考慮と、
また実施する医療機関の考え方を適切に指導して
まいりたいといふふうな思ひでございます。
それから一点、収容検査という制度があるので
ございまして、この点は、私非常にいい制度であ
ると思つておりますが、この点は、この精密検査
の結果、さらに収容してこまかい検査をする人間
ドック式の検査であります。これがすでに四百件
ほど実績がございまして、こういうものも踏まえま
して、一般的に健康診断の強化、御意見の趣旨に
沿うように、方法論としては、医学的、医療機
関の実態とに合せて強化してまいりたい、こう
いふふうに考えております。

○小笠原貞子君 私、何も全部が全部精密検査
までやれといふことを言っているわけじゃない
ませんけれども、やはりそこそこ、一般と
精密と、こゝろ分けられますと、ちょっと、こゝ
ところでもう一つ調べたいと思つても、そのこ
ろがまた区別があるといふことで、だからやは
りできたら、こんな一般、精密なんという区別は
なくて、必要な検査をするといふふうな考へて
いただけないものだろうかといふふうに考へたわけ
なんです。そういうことで、この項目ですね、一
般と精密の分けられた項目、これに心配なく、必
要だと思つたら十分患者さんの立場に立つて精密
ができるような、そういう措置をしていただきたい
と、こゝろ考へるわけなんです。全然健康な
に、わざわざ精密まで持つていく必要はないけれ
ども、来たときに一般をやつて何ともないと思
つても、何でもないですと患者さんに言つて、
そう言われるけれども、私はどうもくたびれがひ
どくて仕事ができまへんと、いろいろ言うと思
うんですね。そんなときに、一般のこの検査でだ
いじょうぶだと言つて打ち切るのじゃなくて、やは
りそうですか、それじゃもう一つ詳しく調べま
しょうか、というふうな調べ方ができるような道
を開いていただきたい。具体的にこう行政指導を
していただきたいと思ひますけれども、それは
やつていただきたいと思います。

○政府委員(滝沢正君) 御意見のようなことで、
や現場の先生方には予算的な問題等の考慮は御
希望に沿うといふような、――患者さんが言うか
らやると、これはそのとき、そのこと自体に問題
はありますけれども、先生の御趣旨のように、自
分が感じて健康感というものは本人でなければ
わかりませんから、ある程度、そういう訴えに対
して形式的に流れないよう健康診断を変えてい
くことは、先ほど御答弁申し上げましたような内
容を踏まえまして、考へ方として私はぜひやつて
いきたい、こういうふうな考へます。
○小笠原貞子君 その精密検査になかなか行けな
いといふのは、一つには予算的な問題がある
と思ひます。精密検査をするのは大体一五%、
先ほど一六%と、こういうふうにおっしゃって
ましたけれども、予算的な面では、大体一般が去
年はこれぐらいだったから、本年度の精密検査の
予算というものは大体一五%程度といふふうにお出
しになっていらっしゃるわけなんです。そう
じゃございせんか。その辺のところをちょっと
教えてください。
○政府委員(滝沢正君) 予算の単価につきまして
は、医療機関で実施する場合と、一般検査など保
健所で実施する場合と、若干利用の費用の関係で
違つておりますが、結論は、四十六年度予算に対
して四十七年度予算は二%増でお願いいたして
おりまして、精密検査については約三千万、収容
検査については一萬八千円、一般検査については
約千円といふことで、これは予算上の数字でござ
います。したがつて、先生のような考へを、
予算の今後の要求もあわせて実行上これを強
化していくことは可能でございます。
○小笠原貞子君 その実行上可能といふことは、
たとえば、そういう患者さんが、医学的に見まし
てお医者さんの判断で必要だといふときには、そ
ういふ調査をやつたり、収容の検査をやつたりし
て、請求すればそれは予算として出していただけ
で、こういうことなんではないかと。

○政府委員(滝沢正君) 健康診断の強化といふこ
とで、この単価についてはそれぞれの流れがござ
いますし、内容がございましてけれども、単価の増
はもちろんのこと、件数の増等もはかりまして、
健康診断が、先生おっしゃるように、あまり医療
機関なり予算に拘泥した運営でなく、実質、患者
さんの健康管理ができるような方向に持つていき
たい、こういうふうな思ひです。
○小笠原貞子君 それじゃ、いまのことなんです
けれども、たとえば予算がないから、そんなに精
密検査やたらだめだといふような、そういうよ
うな締めつけなんというのはいさしうございませ
ん、だといふことで考へてよろしうございませ
ん、たいへんどういふようですね。
○政府委員(滝沢正君) 一応結論としては、そう
いふ方向に持つていきたいわけですが、本
年度の予算は一応一つのワケでセツトされてお
りまして、あまりに大きく変動がございまして、予
算の処理の上では若干問題がございまして、私
は、今後の、まあ、予算要求も間近にきており
ますので、そういう要求の方向で前々から検討し
ておりますことだし、先生の、この問題の取り上
げで、御意見もございまして、やはり健康診断の
強化を将来の方向で予算要求上、はかつて、そ
うして精密検査というふうなものになるべく大ぜい

の人が参加できるようにしたい、こういうふう
に考えております。

○小笠原貞子君 たいへんそれで安心したわけな
んですけど、これは私も一つ厚生省がちょっと
考えて、何とかいい方法ないかと思うのですけれ
ども、結局、何百件一般検査やっても、全然あと
精密検査しない、そういう患者さんがあとどう
なったのかという追跡検査の調査というものが、
こういう病院なんかではどうなっているのかなと
いうのが心配なんです。忙しくて、待ち時間三
時間で、診療三分くらいで、そして、けんもほろ
るにやられちゃったから、一般検査したら、もう
そんな病院行かないということになっちゃってど
こかに散らばっちゃっているのですか。それとも
ほんとうにこういうふうな、一般検査で、その後
もほんとうにずっとよかったのか、あまりにアン
バランスなものですから、この辺のところはどう
いうふうな考えていったらいいんだろうかという
ふうに思っています。何かいいお知恵はありません
か、そちら、専門家でしよ。

○政府委員(滝沢正君) いまの御意見につきまし
ては、確かに医療機関で、一般検査であら、ほぼ
問題ないとなりますと、本人もそのまま帰
えるということであるかもしれませんが、被爆者
の手帳をお持ちの実態がございまして、それに
はそのときの検査の結果が書いてございまして
から、若干医療機関の移動が本人の御都合等でご
さいしても、その被爆者手帳の健康状態の把握さ
れている実態を他の医療機関でも御利用願えれ
ば、それに照らして、変化が出てきているという
ようなことが把握できますので、やはり、健康の
問題は制度上の被爆者手帳を使っているというこ
とだけでは完ぺきなかどうかはいろいろ御意見
がありましようけれども、私は、やはり広島、A
BCCのような特定な人をずっと制度的に追っか
けているところは、ある程度、そこで結果を見て
もらっているという実態がございまして、それ
一般全国の場合は、本人もやはり健康に対する御
注意を、やはりそういう被爆者手帳を活用しながら

御配慮願うことも必要ではなからうか、こういう
ふうに考えております。

○小笠原貞子君 今度調査されるとおっしゃって
いましたね、さっき被爆二世の問題を含めて。そ
の調査の中にはやっぱりこういった問題、たとえ
ば病院に行つたときに一体どういうふうな扱われ
てたいへんよかったですか、もう、その後とて
行く気がしなかったとか、そのために行つたら手
おくれになつたやつて、いまこんなにひどくなつ
ているという者とか、そういうふうなこまかいほ
んとに内容的なものもいろいろ考えて御検討い
ただくわけなんですか。

○政府委員(滝沢正君) 今度の実態調査にいま先
生が例示されたようなこと、世論的なこと、ある
いはアンケート的なことまでやるか、これは、私
はやはり相当の国費を使つてやりますので、特
に、つかみだしたいのは健康と生活の状態、それから
基本的にいまだどういふ被爆者が姿で数なり、手帳
を持てているか。そういうところに、いまの御意
見のような例示は無理かもしれませんが、先生の
お気持ちが表示できるような、何か、医療機関の
利用がどの程度便利か不便かという健康にまつ
わる問題の範囲は調査したいという気持ちでおり
ますが、福祉部会へ専門家もお入り願つて、実態
調査は、これは福祉部会の重要な課題にしてござ
いますから、そこで専門家に検討を願つた上で出
したいと思ひます。アンケート、世論的なものは
少し無理じゃないかと思ひます。

○小笠原貞子君 そこまでは、私はたいへんだと
思ひます。けれども、たとえば一項目でも、健康
の問題で、あなたの健康を管理するときに、一体
何が一番望まれますかというふうな欄を一つ置い
ておいてくだされば、もう、こういうふうにして
ほしいというふうな被爆者自身の要望も出てくる
わけなんですがね。その福祉部会ですか、いろい
ろ御検討なさる、その中に、被爆者というのに入
れないのですか、入っていますか。

○政府委員(滝沢正君) 衆議院のほうの附帯決議
にもございまして、に、「被爆関係者」という

ことで、現実に自身が被爆者である方の現状、重
要な社会活動をしておられる広島、長崎等の関係
者も入れたい、こういう……

○小笠原貞子君 入れたい……

○政府委員(滝沢正君) 委員の専門委員として入
れたい。

○小笠原貞子君 いままでに入らなかったの
で。

○政府委員(滝沢正君) いままでの医療審議会の
ところにもお医者さん以外の委員も入っていただ
いておりまして、もちろん自身が被爆者である方
もおりますし、また医学、社会学の面で学識経験
者の方も入つていただいております。

○小笠原貞子君 そういう意味ではやっぱり本人
が一番詳しく、切実な問題を持っていますので、
ぜひ被爆者というものを加えて、意見を取り
上げていただきたいと思ひますし、それから、被
爆者の問題をほんとうに具体的に調査しているの
は、被爆者団体協議会といふ全く民間の団体
でございまして、もうその人たちが、ほんとうに
被爆者自身がたいへん健康にはつらい中で自
分たちで組織して、そうして調査したり、要求を
出したり、まとめたつておりますので、要求を
は、そういう団体にも、まあメンバーとして入れ
るということができれば、それは無理かもしれ
ませんが、そういうところを政府よりも
やっぱ具体的に調査していただきます、はつきり言
ひまして、自分のことですから。そういうふうな
被爆者団体協議会といふものの意見を何らかの形
で尊重していただくという道を講じていただきた
いと思ひますけれども、大臣いかがでしょう。か
ね。ほんとうに地道に、具体的に全国調査もやっ
ておりますのですけれども、お考えおきいただい
けないでしょうか。

○政府委員(滝沢正君) この社労の附帯決議にも
団体という表現がなく、「関係者」ということで、
まことに適切な御意見だと思ひますし、われわれ
はこのような福祉をはかる部会の審議会が、決し
て利害を代表するような「関係」というわけには

まいりませんから、団体のお持ちになつておる資
料、お考えについては、従来も陳情その他を通じ
て、私たちは常に接触しておりますし、また、福
祉部会ができましたれば、現地の代表の委員の方
が、このような団体の御意見等を御披露願つて、
十分生かすような方向でまいりたいと思つており
ます。

○小笠原貞子君 じゃあ、最後の問題なんですけ
れども、生活保護を受けていらつしやる方が特別
手当というものを受けますと、収入認定というこ
とになります。一万円の収入認定と、こう
いうことになるわけなんですけれども、結局、収
入認定されて、そして被爆者の加算のほうは五千
円という形になるわけでしょう。何で五千円とい
うので、普通の人たちには特別手当というのが一
万円出てくるのに、生保の人にはそういうふうな
差別が出てくるのかなというのがどうしてもわか
りません。ちょっとお考えをお聞かせください。

○政府委員(加藤蔵二君) 被爆者に対する特別手
当、これにつきましては、いま先生御指摘のとおり
、一万円を、これは生活保護で収入認定という
ことで、——生活保護は、御承知のとおり、ほか
の法律で、何かいろんな給付があるという場合に
は、それを優先しまして、それでも最低生活に足
りない場合に補足して出すという、生活保護の補
足性という原則がございまして、それから、無差別
平等といふ原則がございまして、それから、無差別
平等、最低生活を保障するという無差別平等性とい
う原則があるわけがございまして。

被爆者の場合、非常にお気の毒だという実態は、
その認識において、私も先生と同様でございま
すが、この生活保護にその特別手当等の問題を
適用いたします場合には、やはりほかの生活保護
者とのバランスというふうなものを考える必要が
あるわけがございまして。それで、先ほど申しまし
たように、特別手当の場合は、全部これは収入認
定として差し引きしますけれども、しかし、それを
全部差し引いてはお気の毒だということ、特別
加算ということで放射線障害者加算というのを五

千円つけているというかつこうでございます。これは生活保護の中にはいろいろな加算がございます。たとえば、障害者の加算とか高齢者の加算あるいは母子加算がございますが、五千円の加算というのはほかにはありません。三千五百円、二千三百円というように、母子であれば二千九百円というように、加算としては最高の金額をつけておられるわけでございます。しかし、一万円をその特別手当としてもらっているのに、五千円差し引かれるという御不満を該当者の方が抱かれるということは、私どもももっともだと思います。そういう生活保護の仕組みになっておりますので、しかし、生活保護の仕組みになっておりますので、しかし、生活保護の方にば援措置は講じておる。具体的に申し上げますと、たとえば男性の一般の五十歳の人が生活扶助を受ける場合、一万六千四百七十五円でございます。それが被爆者の場合はどうかといいますが、その一万六千四百七十五円のはかに普通医療手当が出ます。大体月に三日以上通えば六千円。これは全部収入認定はいしません。そのまゝ認めると、それから先ほど申し上げました障害者加算が五千円ございます。そのほか在宅患者加算もある。これは放射線以外の方に認められておりますけれども、病気でいるという被爆者には在宅患者加算が三千四百三十円ございます。そういうのを合わせますと、三万九百五十五円でございます。五十歳の男性の放射線障害者は、生活保護を給付している一般の保護者が、さき申し上げましたように、一万六千四百七十五円でございますから、まあ倍ほどはいきませんけれども、相当の金額である生活保護とこのバランスというのを考えて、一応五千円というところにいたしましたわけでございます。今後、いろいろな障害者加算の増額の問題等が出てまいりると思いますので、そういう場合には放射線障害者加算については最優先的に考えてまいりたいというぐあいに考えております。

○小笠原貞子君 ほかのに比べて五千円多いとおっしゃいますけれども、それだめですよ。ほかのが低いんですから、そんなに比べるというのは全然だめです、その考え方は。それで、私が言いたいのは、たとえば、こういうのも出てきて、私もなるほどいいこと書いたなと思つたんですけども、これは被爆者医療法の第一条「目的」というところに「原子爆弾の被爆者が今なお置かれて健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し、いろいろな措置をしない」ということがあって、また、昭和三十三年に厚生省の治療方針というものが出されて、「被爆者に関するは、いかなる疾患又は症候についても一応被爆との関係を考え、その経過及び予防について特別の考慮がはらわれなければならない」と、こういふふうな、まだ、こつちにも通知が出ていられるんですけども、なかなかいいこと書いてあるんですね。厚生省にしては大でかたと思ふんですけども、これがやはり被爆者というのは特別なんだといふことがここで私は強調されていると、こう思うわけなんです。これは自分の心がけが悪かったんでなくて、不注意だったわけじゃなくて、先ほど大臣もおっしゃったように、ほんとうに原爆で犠牲を受けたという方には特別な配慮をしなければならぬといふことは、もうしたら、それだけ被爆しているといふことはマイナスのハンディになっているわけですよ。だから、無差別平等とおっしゃることは、普通の人たちと同じではだめなんです。普通の人たちよりもそのハンディに対してプラスすることによって無差別平等と、こういうことになってくるんじゃないですか。私はそう思うんですよ。その点、大臣、どうなんですか。やはり被爆者であるといふことのために非常にハンディを持っている。だから、それに対して、いろいろと手当をするといふことでやっとならざる、こう考えなければいけないと思うんです。

で、例を出しになりました男の人だったら一万六千四百七十五円だと、しかし、被爆者は医療手当だの、いまの加算だの、在宅加算だのがあるて、三万九百五十五円だと、ちょっと倍近くになるというのではなくて、この人たちがほんとうに健康がそこなわれて、働きの十分でない、収入が低い。それに加えて、いろいろな榮養もともらなければならぬ。また、いろいろな保険で見てももらえない、医療で見てももらえないようなお薬も飲まなきゃ、飲んでよくというふうなこともあったりいたします。漢方とか、はりとか、きゅうとかいふことになると、そうすると、こつちは倍上げていられるからといふことではなくて、それだけもらってもなおかつらんだといふ考え方で、すね。だから、やはりほんとうに平等にするためには、この被爆者に対する一万円というものを収入認定するのはけっこうです。けつこうと云うといけませんね、けつこうじゃないんですけれども、とにかく収入認定されてもしたくないけれども、それじゃ、その収入認定をするなら、一万円という分を差し引きゼロになるような加算にするのがほんとうの平等ではないか。それこそが、ここにいわれたような特別な立場に立つて配慮しなければならぬといふふうにいわれていた趣旨だと私は思うんですけれども、大臣、その考え方を違っていますでしょうか。

○政府委員(加藤二君) 御趣旨一応ごもっともだと思いますけれども、要するに、放射線の障害者に対しては、医療面においてはそれそれ十分な――まあ十分と申しますか、公衆衛生のほうで法律をつくって、医療面は国でめんどうを見ていく。私のほうの生活保護は、最低生活といふんです。要するに、食べて寝てというその生活を保障するというのが生活保護でございます。そこでは、ほかの被爆者とのバランスという問題を考えるを得ない。で、さき申し上げました特別医療手当といふようなものは、これは全部六千円出すけれども、これは収入として認定しないといふことにはしておりますが、特別手当といふのは、やはりこれは趣旨が生活の維持のための特別の手当というニュアンスが相当濃いのといふぐあいに承知いたしております。そういういたしますと、生活保護上の生活といふものと性質が競合するわけでございます。しかし、これを一万円を全部アウトにしてしまふといふことではなくて、やはり五千円というのには、障害者といふものに着目いたしました、加算をつけた、こういうことでございまして、まあ、繰り返すようでございますが、生活保護といふしましては、放射線障害者に対しては、法律として見ざる限度と申しますか、限度がどこにあるかなかなかむずかしいわけでございますが、精一ぱいの努力はしているわけでございます。しかし、放射線の障害を受けられた方々にすれば、非常に冷たいという印象もあるうと思ひますので、今後の生活保護全体の運営とにらみ合わせて、改善できるものについては、さらに改善をしてみたいと思ひます。

○小笠原貞子君 特別医療手当やなんかは収入認定しませんが、いふふうにおっしゃいました。で、特別手当といふのは医療手当とは別なもので、生活を維持するといふような意味合いも含まれていると、こういうふうにおっしゃったわけですね。そうすると、それはもう不公平になるわけですよ、あなたの理論で言えれば、生活を維持するための特別の手当を出すんだつたら、ほかのと平等じゃないんじゃないですか。やはり、ここで特別手当といふものを出さなければ、被爆者であるといふハンディを持っている方だから、だから特別に、その生活も榮養もとらなければならぬだろうし、というふうな、そういう立場で出されたいものではないかといふふうに考えなければならぬわけですよ。収入認定で五千円しか加算しないという理屈はどう考えても、それは負けですよ。おたくのほうで理屈が合っていないです。

生活保護のはうは幾らかといえますと、一級地で調べましても六十五万六千九百二十八円なんです。そうすると、百六十五万九千九百九十九円、百六十六万圓ぐらいもらえる人は一万円はもらえるのだと。生活保護で六十五万六千、約七千、もう半分以下です。ね。半分以下しか収入がない、つまり生活保護の人で、しかも被爆しているという人には手当も五千円と、半分の加算というのはどう考えてもおかしいと思うのです。大臣どうですか。百六十六万圓の人は一万円ももらえないのです。生活保護の六十五万六千と、この人は五千円しか加算でもらえないというのです。これちょっとやはり普通の頭で考えたら変じゃないですか、どうでしょう。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま局長が申し上げますように、生活保護という面と、それから原爆被害の方々の生活保護という面とダブっている点がある。ダブっている点は半分というの。私は一つの理屈だと、かように思います。これは生活保護ということでは、たまたま原爆被害の医療のためにということであれば、これはもうまるまる収入認定をすべきではないと思うわけでありますが、その中に国からの生活保護という面が入っているということであれば、一般の生活保護との間にやはり関係を持つわけですから、そこで、どの程度にするかという問題がやはり起こってくるのじゃないか。非常にむずかしいのでありますが、私は事務当局の考えがなるほどそうかなというふうにいままで認識しておるわけでございます。

○小笠原貞子君 それで、私ふしぎだと思ひますのは、老人が老齢福祉年金、今度三千円になりましたね。あの老齢福祉年金、生活保護をもらっているお年寄りは老齢福祉年金三千円ももらいますと、収入認定三千円になるのです。だけれども、老齢加算は三千円出ているわけですよ。だから、加算された分がちゃんとプラスマイナスゼロになっているわけです。だから、収入認定されても加算で三千円入ってくるから実質的には三千円

生活保護の人も普通の人も同じようにもらっているわけですよ。そうすると、ここの場合には何で一万円なの、五千円にしなければならぬかというのはどうなんですか。

○政府委員(加藤武二君) それは結局、金額の問題だと思ひます。要するに、さき申し上げましたように、たとえば、一般の生活保護者の場合、一万六千円、その人に三千円という場合と一万円という場合、その根っこになる生活保護費との関係で、ですから、ほんとうは私も全部認定をしないで積み重ねれば一番福祉のためにいいと思ひますけれども、そうすると、根っここの生活保護の人との関係からいってもあまりにも格差が大き過ぎる、こういうことで御老人の場合には二千三百円、——今度三千三百円になります。その程度

のものは全部収入認定加算してしまふ、実質的には認める、しかし一万円になります。これは生活保護のいまの金額からいってちょっとバランスがくずれるところで五千円という線を出したわけでございます。したがって、これは生活保護法の根っこが上がついていけばまたこれは考えようがあると思ひます。

○小笠原貞子君 やつとわかりました、意味が。結局、その一万円のを五千円に、半額に削っちゃったというのは、ほかは三千円とか何とかで少ないの、ここのちがひが一万円と何となくかま収入認定しちゃうとバランスがとれない、こういうことですね、いまおっしゃったのは、結局お金の問題ですね、これはもうだから理屈じゃない、お金の問題ですよ、おたくのおっしゃったのは、やつぱり三千円だったからその収入認定された分は加算で三千円出しますと、しかし一万円は多過ぎるから収入認定した分一万円は出しません、五千円という額になってくるわけですね、そこで、やつぱり問題の本質というのをはっきり出してきたわけなんですけれども、私がこれを言ひますのは、よく予算がかかるといへんだったら、こんな

に言わないでくれども、調べてみたら四十六年度で九十五世帯で百一件なんです。百一件だ

から五千円に値切らなくて一万円出しても予算的にはたいしたことないわけですよ、ほんとうに百万ですか、全体の予算から見たらわずかなものですよ、ね、そうしたらやつぱりほかのバランスといつも言っておいたら下のバランスに合わせてこう並べられていきますからやはりこの辺で一万円という特別手当を出したらこれくらいは当然加算して、そして被爆者を守ると、いままでの三千円だの何だのというのが低過ぎたというような立場で、私は何とか考えてほしいと思うのですけれどもどうでしょう。もう予算もそんなにたくさんじゃないのです。それは大臣の決意のほど、どうなんですか。

○国務大臣(斎藤昇君) これは金がよけいかかるからという問題ではなくて、先ほど申し上げておりましたように、生活保護一般の人と特別の人との間の加算をどの程度に見るかという問題であつて、老齢加算はたまたま三千円、これは福祉年金とほとんどひとしいとおっしゃいますが、福祉年金が五千円に、あるいは一万円になった場合に生活保護の老齢加算をそこまで見るかという点と必ずしもそうではないということでございます。その点、これは予算問題ではなくて、やはり生活保護、そして保護をやるにいて、特別の人はどの程度加算を見るかという問題として御理解をいただきたいと思ひます。

○小笠原貞子君 もう時間ですから、これで終わります。大臣の立場として、そういうふうにお考えになるのはわかりますけれども、やつぱり私たちとしてはほんとうに特別な被爆者であるという立場に立つた方たちのことを考えて何とか低いのを高く上げていく。斎藤大臣のときに、この加算といふのがばつとつたというくらいの実績をひとつ何とか私はつくつていただきたいと思います。もうぜひそのことをお願いしたいと思ひます。

それで、おしまい、最後なんですけれども、大臣、二時間くらい日曜日に時間をとっていただ

ますか、本を読んでほしいのです。二時間くらい……。もらつて読まねかったら、私あげたくないのです。これは私の親友で、そして被爆二世の七つの子供さんをなくされた記録なんです。だから、大臣、きつと健康なんかの準備でお忙しいと思ひますけれども、大臣だったら一時間くらいで読めちゃうと思うのですけれども、非常に具体的な真実なんです、ぜひ約束してほしいのです。読んでいただくというのを約束していただければ、そしてどうだったかという感想をちょっと聞かしていただきたいと思います。それだけおしまいにします。

○国務大臣(斎藤昇君) 日曜と言わずでございますが、まあできたら一週間以内に読ましていただきます。○小笠原貞子君 そうですか、どうぞよろしくお願いいたします。○委員長(中村英男君) 本案に対する本日の審査はこの程度といたします。午後一時四十分まで休憩いたします。午後零時五十分休憩

午後二時五分開会 ○委員長(中村英男君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願ひます。○大橋和孝君 それでは援護法について初めにちよつと根本的なことをお伺ひさせていただきます。○小笠原貞子君

今次の大戦後、もう四分の一世紀も過ぎておるわけですが、近年また経済的に著しい繁栄とも相まってまいりまして、もう戦後はすでに終わったように言われておりますけれども、その援護行政の現状をみますと、まだまだ戦後処理は終結したとは言えないように思ひます。厚生省で

はどう踏まえておられますのか、言われているような戦後処理はかなり進んで、終わっているというような考えをお持ちなのか、まだまだ私どもは全然そこまでの域には達していないと思うのでありますが、その間の処理状況について概略をひとつ説明していただきたい。

○政府委員(中村一成君) 戦後処理は多方面にわたる問題でございます。援護行政だけに終わるわけではないわけでございますが、援護行政に關して申し上げますと、まず第一、戦後、海外にありました約六百万をこえますところの邦人の引き揚げの問題がございました。この問題につきましては、昭和二十四年ごろまでに九十九%の引き揚げを完了いたしましたのでございます。次いで、占領中、諸般の事情で実現することができなかった戦没者及び戦傷病者に対する援護の問題に着手いたしました。講和条約発効後の昭和二十七年に遺族援護法を制定いたしましたわけでございます。以後は、戦傷病者戦没者の遺族、留守家族等に対する援護を主たる業務として、今日までに約十四万人の傷死者、約二百万人の遺族に對して援護措置を講じてきたところでございます。現在遺族援護法と、恩給法と、それから戦傷病者特別援護法を二輪としまして、その法律制度のもとに、年々処遇の改善をいたしているわけでございまして、内容的にも逐次充実していただいております。でございます。しかしながら、先生がおっしゃいましたように、一般の繁栄におくれる面がどうしてもございまして、引き続き処遇の改善につきましては努力をするつもりでございます。

なお、旧軍関係の業務につきましては、おおむね、概了しておりますけれども、なお海外にありまして遺骨の収集の問題でございますとか、あるいは未帰還者の問題につきましては、今後とも大いに努力を重ねていきたいと考えているところでございます。

○大橋和孝君 この戦後処理の模様をいま聞かされて、かなり努力をされてきておられることはわかるのでありますけれども、その処理のしかたに

おいて、一方、私がいま申しましたように、経済的には非常に大きな発展をしているが、それから取り残されているということから考えまして、やはり戦後処理の基本的な方針というものが打ち立てられて、そして、それが具体的な計画のもとに進んで、とにかく、経済計画もこういうふうなきたときにこういうふうな、というふうな形で基本的な処理方針というものが明確にされてきてきているのであろうか。もし、そうであったとすれば、もう少しバランスのとれた、援護法も充実されていくわけであらうと思うのですが、そういう具体的計画がいままであってやられたのか。具体的計画としてはどんなふうなことを考えておられるのか。

○政府委員(中村一成君) 援護の問題といたしましては、大きく分けて二つに分かれるわけでございまして、第一は、この戦争における犠牲になられた軍人軍属あるいは準軍族の方々の遺族に對する援護の問題、あるいは戦傷病者に関するところの援護の問題という一つの柱。それからもう一つは、旧軍の残務整理と申しますか、終戦処理に關するところの問題でございます。

それで、第一の問題につきましては、冒頭申し上げましたとおり、法律の裏づけができておりますが、問題は内容でございまして、刻々、発展進歩いたしますところの社会情勢に即応して援護を全うするということが目標でございまして、そういう点について努力をいたしているところでございます。

第二の問題、旧軍の復員事務等につきましては、これは初期の段階におきまして、おおむね、概了しておりますけれども、しかしなお、最近、いろいろの問題になっておりますところ、まだまだ問題が残っておりますのでございまして、この点につきましてはケース・バイ・ケースで今後処理していきたいと、こういうふうな考えでおります。

○大橋和孝君 先ほど、私、ちょっと指摘さして

もらったように、基本的な方針というのは、いま大まかにおっしゃいましたような形ではありますけれども、もう少し、具体性を欠くために、こういうふうなアンバランスが出てくるというふうないうふうなアンバランスが出てくるというふうな、この段階で、これから残された戦後処理の諸問題をどう考えておられるのか。どういふものがあるのか、いまこれからやろうとされるのか。それから、今後の戦後処理計画というものをいままでのような形で、基本的な計画のもとにされないためにアンバランスが開いてくるわけでありまして、今後まだやらなきゃならぬものもあるならば、それを計画的にどういふふうな形でこれをやろうとされるのか。そういう点について、具体的な方向を、いまとしてはもう打ち立てて、そしてごく短い時間内にそれに追いつくようにしなければならぬ段階じゃないかと思うんですが、そういう観点からして、そういう計画なり処理計画なり、あるいはまた、今後残っている問題、こういうものをどういふふうな把握していらっしゃるか。

○政府委員(中村一成君) まず、援護法系統について申し上げますと、今次大戦におきましてこの補償の問題につきましては、援護の問題につきましましては、先ほど申しましたとおり、ほぼ制度としては完了しているわけでございまして、本日、御説明申し上げておりますところの援護法によりまして、日華事案におきまして、この処遇がほとんどこれで完了するわけであります。

しかしながら、まだ二、三の未処理の問題がありますことと、軍人、軍属、進軍属、特に、進軍属につきましては、まだ一部軍人、軍属との格差がございまして、そういう格差の解消というところ、それから戦没者の父母あるいは妻等に関する特別給付金というのがございまして、この給付金制度というものが一段落するわけでございまして、これをこのままだにしていかがいかという問題、これを明年以降の大きな問題となっているところでございます。

なお、一般的に援護の水準を上げるというこ

と、これが大きな問題でございまして、この点が、これからの引き続き大きな問題であらうかと思っております。

なお、いわゆる旧軍関係の残務処理につきましては、先ほど申しましたとおり、これから先は、海外におきまして、その遺骨収集、特に、沖繩が復帰いたしましたので、沖繩におけるところの問題処理、そういう問題につきまして、早急に当たりたい、こういうふうな考えをいただいております。

○大橋和孝君 この段階で私は一つ特にかえてもらいたいと思うのは、これは援護局で援護法の立場からみ、こういうふうなことで処理を考えたおられるために、もう一つ行き届かない。私はもっとこれは国全体でこういう問題を完全に処理しようというふうな一つの方向に持っていかなければ、完全処理にならないと思うんですね。そういう点で、私は、大臣にもお伺いしたいと思うんですが、厚生省の援護局関係だけでこれを処理するという意味じゃなくて、もっと全体に広げて、政府としてどういふふうなやっていくのか。そういうためには、どこにどういふふうなもう少しこれを拡大して責任をとっていくかというふうな形でこれをもう少し持つていく必要もあると思うわけですが、そういう意味で、完全な、こういう犠牲者の方々にほんとうに国家補償の立場で、完全にこれを処理するために、もう少し積極性を——計画を変えたり、あるいはまた消極的な考え方を変えない限り、もう一つ、いけない点は、いけないとして残るんじゃないかというふうな感じを持つんですが、大臣のお考えはいかがでしようか。

○国務大臣(斎藤昇君) 私は、大体、戦争によって受けた人的被害でございますが、こういう問題については、ただいまでございまして、この法体系で、大体、大づかみとしてはこれでいいんじゃないか。その内容を充実するといふ問題があらば、漏れているものもありはしないか。いわゆる

未処遇者の、そういったこまかい問題はまだまだありますけれども、大づかみのやり方としては、これ以上別の角度からもう一ぺん考え直すということ、いまのところ、そういったことは、政府としても考えておりませんし、いま、社会的にも一応こういったいき方で考え方は定着しているんじゃないか、かように考えております。

○大橋和孝君 たとえば遺骨収集の問題だと、あるいはまた、そのほか、まだ実際の行く先が明確でなくて、もっと調査しなければならぬような島もある。また、この間うちはグアムでもあのような事例が出てくる。いろいろなことを考え合わせますと、何かここらで最終的にずつと行き届いたようなことを一ぺん洗ってみたいと思いますか、こまかいところまで検討し直すという、そういうふうなものが最終的に必要じゃないか。そういう意味で、私は、もつといまのできてきた法律、援護法というふうな中からそれを充実していくというのも一つでありますけれども、もう一ぺん周辺をずつと、いまの援護法、あるいはまたいろいろなことでも、それを検討してみ、それを計画してみ、ということがいまの段階で必要な感じがするんですが、その点は、いまの大臣の答弁のように、ほぼいっているから、それには及ばないという考えが主体であつては、もう少し何かもの足らぬ気がするんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(斎藤昇君) いままでいろいろな諸般の情勢で不徹底であつたという点がございます。ただいまおっしゃいました遺骨収集の問題、あるいは未帰還者の問題あるいは生存しているかも知れないという人に対する捜索の問題、これらは大いに力を入れてやらなければならぬと考えておりますので、たとえば遺骨収集のごときも計画をいま一ぺん立て直すということで、最近新しい計画を立てて、そうして遺骨収集のできる範囲は早急にやる、海の中も含めてやるというように方針を立てて、計画を立て直しております。また、生存者の問題も同様でございます。これらが終わら

なければ、ほんとうに戦後は終わらないと私は言っているのだと思ひます。

ことに、遺骨収集のごときは、どちらかというといままで十分とは言えなかった。この際、一ぺん見直そうじゃないか、こういうふうに考えております。他のすでに援護をせられていない人とせられていない人との不均衡の問題は、いま局長から申しましたように、まだまだ、人数は多くなくともあるわけでございますから、それらもできるだけ漏れないようにいたしたい、かように考えております。

○大橋和孝君 いま大臣がおっしゃいました、給付を受けている人と受けていない人との不均衡の問題とか、また、いまの援護法のもとではどうもうまく入れなくて、何といひますか、そのころになかなかすくい上げていただけられないような、しかも同じようにまだ戦争の痛手をこうむっている人という方があるわけでございまして、そういうようなことなかばやはり視野を広げていたで、いままでの考え方以外の方法で、この日本の経済やあるいはまた戦後これだけたつて、こういうときにどうあるべきということで、ひとつ考え直してやってもらうということ。いまの不均衡だとか、あるいは援護の足らなさと、そういう面から考えてみると、やはりこので別の角度からこれをひとつ見直してもらわなければならぬ。こういうことはやはり根本的な態度として、特に、その責任に当たっておられる大臣のほうで考えていただいて、ひとつ、政府の中にもそういうことを提唱していただいて、根本的に戦後処理がほんとうに国民の側から見ても真にこれで満足できるというふうなものに早く近づけていただきたい、そういう計画性を出していただきたいというのが私の念願でございますので、特に、国民もそういうことを考えているんじゃないか。いまの情勢からそういうふうな観点を新しくしてもらったら、一ぺんに前進があり得るというふうな点も考えられますので、特に御配慮をいただきたい。ひとつ大臣よろしく願ひしたいと思ひます。

それから次に移らしていただきますが、私は、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の目的を見ますと、「国家補償の精神に基き」とありますからして、むしろこの援護の内容は社会保障的であつてはならない、ほんとうに国家が補償するという精神に徹しなきゃならぬと思うんでありますけれども、実際は社会保障的な性格が強いようであると思ひますが、これに對しまして、ひとつ見解のほどを明らかにしていただきたい。どうも国家補償とはいひながら、そういうふうな傾向があるように私は思ひます。それはあとからまた指摘をして、個々の問題については質問させていただきますが、そういうふうに見えますので、その辺の見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中村一成君) 援護法は第一条に、「この法律の目的」といひまして、「軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、国家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護する」と、こういうふうな規定してあるわけでございまして、事実この援護法を流れるものは国家補償のためとなつてゐるわけでございまして。したがしまして、いわゆる社会保障あるいは社会保障的な法律とは相当具體的なケースにおきましてこれを異にいたしておるわけでございまして。しかしながら、いい意味におきまして、社会保障的な考え方というものの色彩も実は加味されておるわけでございまして、その場合におきましてはそれは国家補償を押えつか、あるいは国家補償を薄めるといふ意味じゃございませんで、場合によりましてはそういうような考え方を取り入れる。たとえば具体的に申し上げますと、戦没者等と遺族の関係におきまして、戦没者等の相互依存の関係というものを重視いたしておきまして、したがしまして、法律上の配偶者でないところの、たとえば、事実婚というものも処遇の範囲といたしておるという考え方でございます。これを比較しますと、恩給法におきまして非常に厳格な親族関係が前提となる

わけでございますけれども、援護法におきましてはやはり戦没者と遺族というものの関係につきまして、これをやはり現実の面を重視するという考え方を取り扱ひをしてゐるわけでございまして。そういうことで、私もまたいたしましては、この援護法はあくまでも国家補償の精神に貫かれたが、一部におきましては御指摘のとおり、社会保障的な面も取り入れている、こういうふうな理解してゐるところでございます。

○大橋和孝君 いままでのいろいろな取り扱いを見まして、ほんとうに国家補償ということが貫かれて、そしてそれに付随的に社会保障をいまおっしゃっているように付加するといふ形ではなく、やはり問題によつては補償的な観念を薄くして、そういう、社会保障的なことで補つてゐるというふうな形がとられてゐるので、私は、内容的にもう一つ親身が足りないのじゃないか。これは総括的な話をいまいたしておりますので、総括的に、そう申し上げておるわけでありますが、局長としては、そういうことはないと答へるんでございまして。

○政府委員(中村一成君) 国家補償としての精神を貫きながらも、ケースによりましては、これは社会保障的な新しい考え方と申しますか、そういう部分のいわゆる手法も取り入れてまして、そうして、それをカバーしていく、こういう立て方になつておるわけでございまして。

○大橋和孝君 これはあとからまた私質問の中に具体的なものを示して考えていただきたいと思ひますから、多くを触れませんが、私は、もうほんとうに国家補償という気持ちが先行して、補償的な考えでいけば、もう少し進んでやり得るものを、そういう場合に限つて、社会保障的な考えで一時期補償をしておこうという、そういうふうな観念が出てくるので、アンバランスも非常にあるような感じがしてゐるわけでございまして。一応、それはあとからやらしていただくようにいたしたいと思ひますが、また、それであれば、援護法のやつておられる中の遺族年金の性格というも

爆によって倒れた長崎医大の学生の問題、いろいろと援護法におきましますところの取り扱いとすべきであるか、あるいはそれに至らずして、見舞い金をもってお見舞い申し上げるという行政措置、このほか予算措置で行なうかという切れ目の問題につきましても、従来から非常に議論のあるところでございます。私どももいたしましては、こういう問題の所在につきましては十分にかねて承知いたしておきまして、いろいろと部内におきましても絶えず研究議論を重ねておるところでございますが、現在の段階におきましては、現在の軍軍属の運用におきましては、現在のところ現在の解釈が正しいものと私どもとしては考えておるところでございます。

○大橋和孝君 いまちょうど局長もおっしゃいましたように、戦前にも学童が強制疎開して、これはもうみな国家の命令で、本人の意思でこれをやめることができなかった。むしろ国家の権力によつてこれをやらせたと理解するわけでありまして、そういう疎開先で空襲などにあって死傷したような場合についても、これはまあ、やはり国としての国家賠償からいえば、何とかしなければならぬ話だと思ふのですが、こういうようなことに對しても何も行なわれていない。おっしゃるとおりであります、こういうようなことを考えてみて、やはり見舞い金で済ましていいのかどうかの点、かといふことは、いまの援護法にとらわれ過ぎた考え方が先行するためには先ほど申し上げたところでありまして、ですから、この四分の一世紀が過ぎて、経済がこれほど発展をしてきている中で、こういうような人がわずか十万円とか七万円とかいふことで見舞い金で済まされておる。あまりにいたした補償は何もしてらっていない。こういうようなアンバランスがあること自身が、私はもういまごろ終戦処理云々と言われることから考えますと、こういうことではいいとはいへない。どうしてもならぬという点があると、こういうふうには私に思ふわけです。

る遺族年金の支給について、再婚解消の時期を遺族援護法の、何と申しますか、施行の日、いわゆる昭和二十七年四月三十日以後までに延長することとまた必要になってくると、こう考えるわけですが、こういうようなことをずっと洗っていきますと、まだそういう谷間にある人が非常に多くあるわけですね。こういう問題はいまの時期にやらなければならぬんじゃないかと思ふのですが、いまの法律では適用しにくいとか云々ということではない、もう大事な時期に来ているのじゃないかと思ふのですが、あらためて、こういうことについての方針は、いまの問題点、どうお考えになりますか。大臣自身も、そこをどうお考えに踏み切つて、いまのうちにやってもいいと思ふうのですが、その点、ひとつ前向きに考えてもらえぬでしょうか。

○國務大臣(斎藤昇君) 先ほど局長からもお答えいたしておきますように、援護法の適用を受けるべき者と、それからそうでないという境目のところが非常にむずかしい。そこで境目のところは、あるいは見舞い金というので処理をいたしたのもございまして、ただ、そういう考え方は、大体いままでの考え方ではないかと思ふのですが、具体的な適用問題になってくると、これは毎年こうして援護法の改正や何かもお願ひしておりますし、また、いまおっしゃいましたように、妻の再婚の問題なんかも、あのときにきめた、あれだけでよろしいかと、その後の情勢を見れば、考え直す必要がありはしないか。これは確かにあると思つておりますので、次には何かいたしたいと考えております。そういう社会的なニードといふものにもならぬ合致をしまして、今後できるだけ適切な処理をやつていきたい、かように考えております。

うですか。

○政府委員(中村一成君) 勤務関連傷病にかかりますところの給付につきましては七五%という制限がございまして、これは恩給法との関連でございまして、恩給法によりましてところの特例傷病恩給、あるいは特別扶助料に準じておられるというふうにいたしておられるわけでございます。これは冒頭申し上げましたように、援護法は立て方といたしまして恩給法との関係が非常に深いございまして、したがって、これは恩給制度とともにこの問題は解決すべきものとなっております。もとより私どももいたしましては、この七五%を引き上げるといふことは望ましいことだと考えておられますが、この点、恩給局とも検討を重ねている問題の一つでございます。

○大橋和孝君 それから、この日華事変中の勤務関連傷病による障害者、あるいは死亡者の処遇を軍人及び準軍人そのものに限定しておられるわけでありまして、この理由をひとつ聞かせていただきたい。

○政府委員(中村一成君) 理由をいたしましては、二つの点があるわけでございます。一つは、まず軍人及び準軍人の方々につきまして、日華事変中の勤務関連傷病によりまして、この前の死亡の場合の遺族に關する処遇は、この前の、昨年の改正でお認めいただいたわけでございます。したがって、本年度は障害関係につきましてお願ひを申し上げておるのでございまして、そういう昨年の法律改正との関連でお願ひいたしている点が第一であります。

といたしまして、日華事変中の勤務関連傷病の軍属並びに準軍属の問題は、今後検討すべき事項としておるところでございます。

○大橋和孝君 やはりこれも軍人及び準軍人に限るのじゃないかと、やはり私は軍属、準軍属もこれに入れられるべきだと私は考えるのですが、これはその太平洋戦争と日華事変との間の考え方の差、こういうようなことを、もうすでにいまの段階となつては訂正していいのじゃないかというふうに考えるのですが、その点、もう一つ了解に苦しみませうけれども、どうなのか、もう少し詳しくお聞かせください。

それからもう一つ、内地におる軍属は準軍属としておられるわけでありまして、身分を軍属とすべきじゃないかと思ふ。なぜ内地におる方だけが準軍属として取り扱われるのか、こういう点も不明確のような感じがします。これもまた不合理ではないかというふうに感ずるわけですが、いまこの段階となつて、そのとき法律がつくられたときの時点よりは、いま、少し変わつておられるわけですから、そういう観点から考えて、こういうものをもう一ぺん考え直す必要があると思ふのですが、こういう観点に立つてこの問題をひとつ説明をしておいてもらいたい。

○政府委員(中村一成君) 戦地に勤務します有給軍属と内地に勤務します有給軍属とは、もともと陸海軍の身分上同じ軍属でございますが、援護法上の処遇におきまして、戦地勤務の者を軍属とし、内地勤務の者を準軍属とし、取り扱いを別にいたしておられますのは、これは戦地と内地とは勤務の実態に差があるという点に着目してそういう制度になつておられるわけでございます。これはあくまでも援護法上の取り扱いでございます。一般的に俗にいうところの軍属といふものとはまた違つてございまして、援護法上はそういうふうな区分をいたしておられます。もともと内地勤務の軍属、大体、内地勤務の軍属は、これは旧令共済特別措置法の対象となつておつたのでございま

すけれども、同法の処遇が受けられない者、これは遺族援護法の対象にいたす、こういうような大きなつになってゐるわけでございます。で、軍風、準軍風というふうに名称、取り扱いに別いたしましたしておりますけれども、具体的に遺族年金の額あるいは障害年金の額につきましては、逐年格差が縮小いたしておりますで、今回の改正では、一部被徴用者等の方々につきましては、全くもう軍風、準軍風の差がなくなつたということに相なつておるわけでございます。

○大橋和孝君　その援護法だけで分けておられる。やはり援護法に、先ほど私が申し上げているのは、いまの法律に縛られ過ぎておる点で、そう

いうふうなものが出て、格差はだいぶ小さくなったとはいいながらも、それならいまお話しになりましたように、内地だから戦地より危険度や戦時の苦しさには差があったかというところ、やはり戦地も内地も同じような状態で、非常にきびしい戦争状態に置かれておった段階を考えてみると、それは

内地におったという多少の差は、距離とかあるいはまたあれがあつたかもしれないけれども、また別な観点からいへば、ほとんど同じような危険度もあつたらうし、きびしさもあつたというふうに考えられるわけですから、そういう点からいつて、何か、時代的な、何といひますか、変化によつて、いま、考へて、上の二つを比較して、

護法上のためだけに軍を固守するのじゃなくて、やはりこういうふうな問題は、一方では軍属といひ一方では準軍属というふうな立て方をしておかないでやるべき時期じゃないか、というふうなこともまた一そう痛感するわけです。おそらく厚生省の

ほうもそういうお考えであろうとは思いますが、そういうために差を縮めてはおられると思います。そのやっておられることに対しては私は敬意を表しますが、もういまごろになってそういうふうな差別を置いておくということは、非常に私は問題じゃないかと思えます。特に来年度ぐらいには、そういうことだけをもう一ぺん洗い直して考えてみるということは、いまの問題あたり

では考えてもらえないのかと思うのですが、
 ですか、その点。

○政府委員(中村一成君) 軍人、軍属、準軍属間の処遇に關しますところの差が解消いたすことを、私どもも念願といたしております、それができますならば、準軍属という名称、援護法上の取り扱い、全くこれも沿革的なものとなりまして、實質は軍人、軍属、準軍属、同じものということになるわけでございまして、その段階におきましては、あるいは法律のていさいも考え直す必要、があるのじゃないかと思っておりますが、これも早急に処理したいと希望いたしているところでござい
ます。

○大橋和孝君　それでは、この準軍属の処遇改善の問題についてちょっと触れてみたいと思うのですが、昨年の改正によりますと、準軍属の遺族給与金の額、遺族年金を、十分の七と十分の八に、二段階に分けておられるわけですが、この理由はどういうところにあるのですか。

○政府委員(中村一成君) これは沿革的に準軍属に対しますところの遺族給与金等につきましては、軍人軍属と差があったわけでございます。だんだんその差を縮めてまいったわけでございまして、したがいまして、ことしの今回の改正におきましては、その準軍属のうちの約半数の方々につ

たしておるところでございます。

○大橋和孝君 今度の準軍属のうちの被徴用者等は、今回の改正によりますと、軍人軍属にかかわる年金額と同額となった、しかし、そのほかの準軍属については同様としないことになっているわけです。その点の理由もまだ一つ私はよくわからないわけです。この点についての御説明もいただきたい。ことに準軍属の障害年金についても同様であるというふうに思いますが、この点、ど

うですか。

○政府委員(中村一成君) これは現在の段階から考えますと、差のあるのはおかしいという考え方もあるわけでございますが、先ほど申しましたとおり、沿革的に、当初約五割でありましたもののがだんだんと格差が解消してきておるわけでありますして、本年一挙に全部解決することを希望いたしましたのでございますけれども、一部につきまして九割の者が残ったわけでございますけれども、それともなるべく近く完全に同額にいたしたい、こういうふううに希望いたしておるわけでございます。

○大橋和孝君 厚生省は昭和四十七年度のこの予算要求の際には、一律に遺族年金と同額を要求しておったのですけれども、大蔵省と折衝の結果今日の改正のとおりときまつたと承つておるわけでありませんが、将来やはりこの準軍属の遺族の給与金は一本立てとして、しかも、この遺族年金と同額にする考であるのかどうかについてもう一べんお聞かせください。

○政府委員(中村一成君) そのとおり考えております。

○大橋和孝君 いまのこととちょっと重複するような形ではありますけれども、この準軍属のうちで被徴用者だけが格差の是正があつて、その他の準軍属十分の九という格差が残されているわけで

すが、この点ももう一回重ねて伺っておきたい。実際からいへば、同様の処遇をすべきじゃないかと、いろいろに思うのですが。

○政府委員（中村一成君） 準軍属の中におきまして、従来から準軍属の中にまた二段階が設けられておったのでございまして、これはやはり準軍属

と申します中におきまして、徴用学生でございますとか徴用工員等につきましては、被徴用者につきましては、やはり国とこの本人との間におきまして、そこらの關係が、その他の準軍属に比較いたしますと、非常に嚴密の度が強いという点からそういう格差が生まれてきたわけでございますけれども、したがいまして、沿革的に本年の今度の改正におきましても、まだ被徴用者だけが同額となつ

たということになったわけでございますけれども、しかしながら、私どもも、先生のおっしゃいますとおり、準軍属も全部ひくるめまして軍属と同様に扱ふべき至当だと、こういうふうに考えておりまして、ぜひそういうふうにいたしたいものと希望いたしておるわけでございます。

○大橋和孝君 先ほどちょっと触れたわけですが、この勤務関連の傷病者の処遇の中で、先ほどいろいろ説明もありましたが、日華事變の期間中の軍人軍属のみが処遇されて準軍属は処遇されていなかった、いまのような問題で一つにしたいといういまのお話、先ほどのお話、これほとんど同様であるわけですから、もう一度

これを考えてみて、いまの話と同じようなぐあい
にこの問題もひとつ考え直していただくというこ
とで理解してよろしゅうございますね。

○政府委員(中村一成君) この問題を格差を解消
いたしたい、こういうふうに考えております。

○大橋和孝君 それから、防空監視隊員以外の旧

防空法の関係者を遺族援護法の処遇の対象とすべきであらうと思うのですが、その点もいかがになりますか。

○政府委員(中村一成君) 旧防空法によりする防空従事者の中におきましては、防空監視隊員につきましては、これは旧陸海軍が防空計画の一環

といたしまして、法令上軍の定めた基準に従って行動いたしましたしております。その勤務態勢も常時同様の実態にあったという点にがんがみまして、昭和四十四年度の改正によりまして、この方々につきましては準軍属という処遇にいたしておるわけでございます。その他の旧防空法によりますところろでございます。

の関係の方々、たとえば警防団員の方々とかあるいは医療従事者という方々につきましては、その内容の実態、勤務の内容におきまして、防衛監視隊員とはやはり差があるという点で、警防団員並びに医療従事者の方々ににつきましては、その事故がありました障害者、遺族の方につきましてはお見舞いを差し上げる、こういうふうに対遇をいたしておるところでございます。

○大橋和孝君 特に、こうした問題も関連して同じような考え方を持っているわけでありまして、特にこの問題、防空法の関係者に對しまして、遺族に對しまして、やはり遺族援護法の処遇が受けられるように早くひとつ処理していただきたいというふうに思ふわけですが、

それからその次に、特別給付金について少しお話を承りたいと思ふますが、昭和四十七年において戦没者の父母等に対する特別給付金、国債の最終償還を終える戦没者の父母または祖父母に對してどのような措置を講ぜられたか。

○政府委員(中村一成君) ただいま厚生省に遺族等特別給付金問題懇談会というのが設けられまして、この懇談会におきまして、これからあとの措置につきまして御研究を願つておるところでございます。

○大橋和孝君 遺族等のこの特別の給付金の問題、これは懇談会が、いまおっしゃるとおり、設立されるようでありましても、その目的、審議事項、期間、委員、来年度予算との関係等につきまして詳しく説明していただきたいと思ふます。

○政府委員(中村一成君) 委員は、この問題に關しますところの学識経験のある方七名の委員で構成されておまして、審議をお願いいたします事項は、先生御指摘の、戦没者の父母等に対する特別給付金、あるいは妻に對する特別給付金、戦傷病者の妻に對する特別給付金の将来の問題を御検討願うということになっておりまして、目標といたしましては、大抵本年の半ばころまでに結論を出していただきまして、明年度以降の予算に結論を実現させていきたい、こういうふうに計画いたしております。

○大橋和孝君 その間の懇談会が非常にこれからいろいろなことを決定してもらおう上において大事だと思ふのです。ことに、このもう償還も終えるような人、それらの父母あるいは祖父母に對しては非常に措置を強く要望されている状態でありまして、それに即応するためにこの懇談会が設置を

されるわけでありましても、どうも、こういう懇談会なりあるいはまたそういうものは、非常に何か一つのこれはきいたことばで言えれば、隔れみの式なものになって、ほんとうに実のあるような方向にならない場合も起こり得るわけでありまして、そういう過去のいろいろなことから考えてみて、私は、この際こういう懇談会が設立されて、これに對してほんとうにそういうふうな方向でやっていただけるような一つの仕組みを持った目標を相当具体的に進めていただけるような形になって、先ほど局長がおっしゃる通りに、来年度の予算にそれがすぐ反映して、そしてその間の必要なズレもないような、あるいはまた、いろいろの要望に對してこたえられるようなものになつていけるような形をとっていただきたいと思ふわけですが、こういう点について、大臣、そういうふうな構想はいままでお持ちのことだと思ふますけれども、そういう見通しのもとに、あるいはまたそういう計画のもとにそれが発足されて、その時間的なズレなんかもそういうことでカバーができるだろうと私は期待しますけれども、そういうふうな形についてどういうふうな展望をお持ちなのか、あるいはまたいろいろ抱負の点についても少し伺つておきたいと思ふます。

○國務大臣(斎藤隆夫君) この懇談会はまあ隠れみに使っておそれはないかと尋ねてございまして、むしろ、こちらをバックしてもらつてもいいで設けております。そう言うところはおしかりを受けるかもしれないが、懇談会の最初の会合に際しましては、私は、さらにこういふ考え方を通じて、必要があるように思ふから、ひとつそういう意味で検討していただきたい、こう言つておりますので、反対のような結論は出まいと、また、出ないようにならわねの意のあるところを十分懇談会の方々と話し合つてまいりたいと、かように考えております。

○大橋和孝君 もう一つ、いまの問題について、ちよつと一つだけ、だめ押しみたいなことになる

かもしませんが、何つておきたいことは、戦没者の、先ほど申しましたように、妻に對する特別給付金二十万円の十年国債ですね、これは四十八年の四月三十日、戦没者の父母に對する特別給付金十万円の五年国債、これは四十七年の五月十五日で切れるわけですが、こういうふうな日にちには非常に迫っているわけですね。これを、先ほど、そういうふうな懇談会のあれにもかかるといふお話をございまして、日にちからいってたら非常に切迫しているわけでありまして、いま言ったような時間的なもの、そういうふうなもの、無理なんかについては遺憾なきを期せられると思ふますが、ちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(中村一成君) したがしまして、ことの夏までに結論を出していただく、こういうところ、ただいま開催いたしておる。もうすでに二回いたしましたけれども、大体予定どおりにまいるんじゃないかと考えております。

○大橋和孝君 これはもうそういうわけで、いま大臣の言われるように前向きにやつていただけるわけでありまして、ほほそれでうまくいけるだろうと解釈していただろうと感じて、私は非常に心強く思つておりますけれども、いま御指摘申し上げましたように、日にはこの五月で切れるものもあるわけですね。そうしたら、すぐ、そうやっていままでの人たちは終わりになるわけですか、少なくとも、今年じゅうにはかかるかもしれない、せんけれども、できるだけひとつそれを結論を急いで、こういう方々のいろいろな心配のないように処理をしてもらふことが、特に私は必要だろうと思ひますので、ひとつ、お願いをしておきたいと思ひます。

それから、相談員の処遇の問題について、私、ちよつとお尋ねしてみたいと思ひます。

相談員の一覧表を見てももらったんですが、婦人相談員が二万六千七百円、常勤で国庫補助が二分の一。母子相談員が二万六千七百円、常勤、非常勤がある。これは地方交付税の交付金になつておる。家庭奉仕員が三万七千円、これは非常勤、

国庫補助が二分の一。それから戦傷病者相談員が五百円。これは手当として四十年以来据え置きのなつてはいるわけですが、当初から、それから戦没者の遺族の相談員が五百円。これも非常勤で、四十五年以来据え置きでございまして、それから身体障害者の相談員三百円で、非常勤で四十二年以来据え置き。それから民生委員は二万九千円で、国庫補助をもらつておるわけでありまして。

こういうような一覧表を見ますと、私は、この戦傷病者相談員あるいは遺族の相談員の活動状況なんかはどんなふうなことをしていられるのか。この金額から見ても、一体、こういう方々の活動をどうやってございまして、どうしようか。

また、謝金が月額五百円で、従来からも据え置きにされておるというの、あまりに経済の変動からいっておかしいような感じがいたします。

この二点について、御説明を願ひたい。

○政府委員(中村一成君) まず、戦傷病者相談員でございまして、昭和四十六年度におきましてこの取り扱ひ件数、相談件数を見ますと、一人平均一カ月間に七・二件を処理しておられます。それから遺族相談員につきまして、やはり同様に調べましたところによりますと、平均月に一・一件処理されておまして、同種の相談員と比べて非常に成績をあげておられる、こういうふうなことでございまして。

確かに五百円でございまして、この額は私どもとしてはまことに少ないものでありまして、その活動に對して不十分であると考えておまして、その増額につきましては、今後、ぜひ実現をいたしたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○大橋和孝君 これは長い間据え置きにされておるわけでありまして、まあ、早い機会に上げようという考え方はあることと思ひますが、この状態を振り返つて見ると、もう少し具体的に、来年度にはどれくらいにするとか、もう少し考えを持つてもらわれないと、もうすぐ予算の編成期にも入つ

ておる。

ておる。

ておる。

ておる。

ておる。

てくるわけでしようし、その辺から考え合わせまして、こういう機会に前向きに考えてもらわなければいけない。

それから、一体、相談員の方々がこうやっておられる活動状況というのは、あまり動いていないんですか、どの程度に動いているんですか。その動き方によっても、私は、場合によっては——私の知っているところによれば、かなりいろいろな例等も見えているわけですが、また一面からいうと、案外うまくいってない。こういうことはやはりもう少し指導をして、そうしてほんとうにそういう方々に念の入った仕事ができるような一つの基準なりあるいはまた指導が必要じゃないかと思うんですが、その点もう少し詰めてお話を聞いておきたい。

○政府委員(中村一成君) 取り扱い件数につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますが、この方々は、実は、私どもが申し上げるとおかしなようでございますけれども、非常にたよりにされておりました、戦傷病者、戦没者の方々の処遇につきましては、制度が非常にむずかしくてわかりにくい点もございまして、一般のいわゆる学識経験者ではなかなかわかりにくい点が多いわけでございますが、この相談員の方々は、この道につきましてもみなベテランでございますので、たよりにされて、各県とも増員を、相談員の数をふやしてくれという要望が非常に強いところでございます。

○大橋和孝君 もちろん、私の聞いているところによると、非常に活躍をしてもらって喜んでおられる方がたくさんある。そういう方に対して、先ほど申したように、もっとも十分な待遇をしなかったらおかしいというような感じを持っておるところであります、中にはまた、非常にそうでなくて、不満を聞いたことも私はあるわけですが、それからまた、みんなの方がそういうふうに関連していきけるような御指導は願っておると思うんでありますけれども、特に、そういうような面も十分注意をいただいて、十分にやってい

ただいて、十分な報酬を取っていただく、こういうようなことは私は特別に必要なことじゃないだろうか。こういうふうな金額を見ますと、私はつくづくそういうふうな感じを持ったわけでありまして、これに對しまして、いま局長から来年度から相当の考えをもって増額に踏み切ったただけのようでありまして、特に、この点はひとつ十分に考えていただかないと、特に、そういうふうな困っておられる方のたよりになる人なんですから、よほどそういうふうなところに力を入れていただいて、十分な報酬を出していただくとともに、十分活躍をしていただく。ほんとうに第一線の成果をあげていただきたい、こういうふうに思うわけでありまして、これはみな予算が伴わなければなかなかうまく運営ができませんことは当然でありますので、特に、そういうことをお願いをいたしておきます。

途中でありますけれども、質問を打ち切らせていただきます。この次、あとの質問をさせていただきます。

○理事(高田浩運君) ほかに御発言もなければ、本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十分散会

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(衆)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の常時雇用を促進するために必要な措置を講じ、もつてこれらの労働者の生活の安定を図るとともに国有林野事業における労働力の確保に資することを目的とする。

する。

(定義)
第二条 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野の管理経営の事業及び国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

2 この法律において「国有林労働者」とは、国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員をいう。

(常時雇用)
第三条 国は、国有林労働者(常時雇用される者を除く)として前年度及び前前年度においてそれぞれ継続して六箇月以上雇用された者又は前年度において継続して十二箇月雇用された者については、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならない。ただし、当該労働者が国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三十八条の規定に該当する場合及び心身の故障のため国有林野事業に従事するのに適しないと認められる場合は、この限りでない。

(事業量の増大等)
第四条 国は、前条の規定によつて雇用する国有林労働者が一年を通じて労働することができるようになるため、できる限り、新規国有林野事業の開拓、国有林野事業の民間委託による実施の廃止等の措置により国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大を図るとともに、国有林野事業の実施については、年間を通じての各月の作業量がおおむね平均するように計画してこれを行なわなければならない。

(再雇用)
第五条 国は、前年度において継続して六箇月以上国有林労働者(常時雇用される者を除く)として雇用した者で第三条の規定により常時雇用する国有林労働者とならなかったものについては、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者以外の国有林労働者として雇用するように努めなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

(特別休業手当)
第六条 国は、降雪又は積雪より休業する場合においては、その休業期間中当該常時雇用する国有林労働者に対して、給与準則の定めるところにより、その平均賃金(第七条の規定により読み替えられた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金をいう)の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

(平均賃金等の計算の特例)
第七条 常時雇用する国有林労働者に対する労働基準法及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の適用については、労働基準法第十二条第三項第三号中「使用者の責に帰すべき事由」とあるのは「使用者の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪」と、国家公務員災害補償法第四条第三項第三号中「国の責に帰すべき事由」とあるのは「国の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪による休業」とする。

附 則
この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約一億一千万円、平年度約五億二千万円の見込みである。

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、看護職員の育児休暇制度制定に関する請願(第一五八四号)(第二六三五号)(第一六四五号)(第一七二二号)

一、医師・看護婦の増員に関する請願(第一六四四号)

一、消費生活協同組合の地域制限の撤廃等に関する請願(第一六〇九号)(第一六七二号)

一、健康保険法の「改正」案反対に関する請願

(第一六一〇号)(第一六五三号)

一、内部障害者(結核・心臓病)の国鉄運賃割引
実施と生活向上に関する請願(第一六一二号)
(第一六五四号)

一、「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八
号の撤回に関する請願(第一六一二号)(第一
六四四号)(第一六五七号)(第一六七七号)(第
一六八〇号)

一、民生委員及び児童委員の増員等に関する請
願(第一六一五号)

一、健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充
に関する請願(第一六二八号)(第一六二九号)
(第一六三〇号)(第一六三一〇号)(第一六三二
号)(第一六七九号)(第一六八四号)

一、健康保険法改正反対及び医療保障の拡充に
関する請願(第一六八一号)(第一六八二号)
(第一六八三号)

一、看護婦不足対策に関する請願(第一六八五
号)(第一六八六号)(第一六八七号)(第一六八
八号)(第一六八九号)(第一六九〇号)(第一六
九一号)(第一六九二号)(第一六九三号)(第一六
九四号)(第一六九五号)(第一六九六号)(第一
六九七号)(第一六九八号)(第一六九九号)
(第一七〇〇号)(第一七〇一号)(第一七〇二
号)(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇
五号)(第一七〇六号)

第一五八四号 昭和四十七年四月二十一日受理
看護職員(育児休暇制度制定)に関する請願
請願者 東京都文京区本郷七ノ三ノ一 若
菜キミ

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十七年四月二十五日受理
看護職員(育児休暇制度制定)に関する請願
請願者 東京都千代田区九段南二ノ一ノ三
九 岩間千代子

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二六四五号 昭和四十七年四月二十六日受理
看護職員(育児休暇制度制定)に関する請願
請願者 東京都世田谷区若林二ノ五ノ八
吉田浪子

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一七二二二号 昭和四十七年五月一日受理
看護職員(育児休暇制度制定)に関する請願(五通)
請願者 長野市上松二ノ四ノ二九 池田ち
か外四名

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一六〇四号 昭和四十七年四月二十一日受理
医師・看護婦の増員に関する請願(二通)
請願者 秋田県大曲市通町一ノ三〇 仙北組
合総合病院患者自治会内 伊藤幸
之外千五十一名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一二七四号と同じである。

第一六〇九号 昭和四十七年四月二十二日受理
消費生活協同組合の地域制限の撤廃等に関する請
願
請願者 広島県呉市の場町四ノ一四〇ノ一
村上政孝外七百七十六名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第六四二二号と同じである。

第一六七二二号 昭和四十七年四月二十八日受理
消費生活協同組合の地域制限の撤廃等に関する請
願
請願者 新潟市花園一ノ二ノ二 県労福祉セ
ンター内新潟県生活協同組合連合
会内 寺本由一外三百六十六名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六四二二号と同じである。

第一六一〇号 昭和四十七年四月二十二日受理
健康保険法の「改正」案反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市元町二ノ五ノ一〇
松本勇三外十九名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第一二七二二号と同じである。

第一六五三三号 昭和四十七年四月二十六日受理
健康保険法の「改正」案反対に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町四ノ一〇ノ
二八 斎藤美代外十九名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一二七二二号と同じである。

第一六一二二号 昭和四十七年四月二十二日受理
内部障害者(結核・心臓病)の国鉄運賃割引実施と
生活向上に関する請願
請願者 埼玉県与野市上落合七六〇 猪狩
高夫外二十三名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第一二七九号と同じである。

第一六五四号 昭和四十七年四月二十六日受理
内部障害者(結核・心臓病)の国鉄運賃割引実施と
生活向上に関する請願
請願者 埼玉県大宮市桜木町四ノ七六 蕪
木淳彦外二十四名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一二七九号と同じである。

第一六一二二号 昭和四十七年四月二十二日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤
回に関する請願(二通)
請願者 神奈川県川崎市古市場一ノ三二有
限会社スミレ薬局内 井上喬雄外
七百二十五名

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第二六四四号 昭和四十七年四月二十六日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤
回に関する請願(一通)
請願者 千葉市今井三ノ二六ノ一五 水野
大外四十六名

紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一六五七号 昭和四十七年四月二十七日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤
回に関する請願
請願者 千葉県茂原市高師八七六 吉野正
一外四十二名

紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一六七七号 昭和四十七年四月二十八日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤
回に関する請願(四十五通)
請願者 和歌山市関戸高松二五六 吉田稔
外千七百二十五名

紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一六八〇号 昭和四十七年四月二十八日受理
「要指示医薬品」に係る厚生省告示第四〇八号の撤
回に関する請願
請願者 東京都豊島区南長崎五ノ二六ノ一
五 細瀬貞雄外四十二名

紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第一六一五号 昭和四十七年四月二十二日受理
民生委員及び児童委員の増員等に関する請願
請願者 和歌山市松原町一丁目 和歌山県庁
内和歌山県社会福祉協議会会長
大橋正雄外百五十九名

紹介議員 黒柳 明君

紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第一六二八号 昭和四十七年四月二十四日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市南長太町一、九二七
田中和生外三百名

紹介議員 大橋 和孝君
健康保険の改悪を行わず、民主的で豊かな医療保障を確立するよう、左記事項の実現を図られたい。

一、健康保険の料率引き上げ、賞与からの保険料徴収、薬代や初診料・入院費などの一部負担等医療保険の改悪、医療費の大家負担をただちにとりやめること。
二、本人家族とも十割給付、予防、分べんの現物給付を即時実施すること。
三、六十五歳以上の老人、三歳未満の乳幼児の無料医療制度を確立すること。
四、結核、精神、心臓病など社会的疾病、多額な費用のかかる疾病に対する公費医療制度の拡充並びに資本家、国、自治体の負担による公害被災者の医療、生活の完全保障を行なうこと。
五、被用者保険の財政調整をしない、国と資本家負担による医療保険制度を大幅に改善すること。当面は、保険料の負担割合を労働者三、資本家七にし、健康保険三割、共済組合二割、日雇健保八割、国民健保五割以上の定額国庫負担を確立するようにすること。
六、国立医療機関を拡充するとともに、医師、看護婦など医療従事者を大幅に増員し、国民が安心してかかれる、より良い医療制度を早急に確立すること。

理由
政府の健康保険改正案は、軍事・大企業優先、国民生活無視の政策のあらわれであり、このため、国民は貧困化し、病人は激増し、健康と生命の不安におちいつている。のみならず、健康保険を改

正することによつて、健康保険の「赤字」の責任を患者、国民に転嫁しようとしている。

第一六二九号 昭和四十七年四月二十四日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願
請願者 三重県安芸郡芸濃町楠原 柴田順
外三百名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一六三〇号 昭和四十七年四月二十四日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願
請願者 富山市桜町二ノ二九富山県労働組合協議会内 藤沢毅外千名

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一六三一号 昭和四十七年四月二十四日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願
請願者 三重県上野市寺田一、〇四五 石田一三外二百名
田中寿美子君

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一六三二号 昭和四十七年四月二十四日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願
請願者 三重県伊勢市中島一ノ一ノ四 小林文雄外三百名
中村 英男君

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一六七九号 昭和四十七年四月二十八日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願
請願者 鹿児島市西千石町一三ノ一三 小浜盛蔵外千名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一六八四号 昭和四十七年四月二十八日受理
健康保険の改悪反対並びに医療保障の拡充に関する請願
請願者 鹿児島市新屋敷町二五ノ三四 白石ミネ外千名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第一六八一号 昭和四十七年四月二十八日受理
健康保険法改正反対及び医療保障の拡充に関する請願
請願者 岡山県玉野市長尾二、四四四 武部則子外九百七十名

紹介議員 佐野 芳雄君
被保険者保険料の引き上げ、初診時、入院時、薬代等患者一部負担の増加など、国民の負担をふやした、受診制限を強める健康保険法及び医療保険制度の改悪に反対するとともに、左記事項の実現を要する。

一、健保、共済本人の完全十割給付を確保し、家族並びに国保の給付率を引き上げること。
二、物価、人件費に対応するスライド制を確立するなど診療報酬を適正に引き上げ、医師、看護婦等医療従事者を国の責任でふやし、国民の医療を確保すること。
三、国及び大企業負担をふやし、医療保障を改善すること。当面の措置としては、政管健保に対する定率国庫負担を二割以上とし、大製薬会社の販売薬価を引き下げる。

理由
政府は医療保険の「改正」と称して、労働者、患者、国民の財源肩がわりを基礎にした医療保険制度の抜本的改悪をおしすすめようとしており、「金があれば医者にかけられない」状態をいつそう促進することになるのは明白である。

第一六八二号 昭和四十七年四月二十八日受理
健康保険法改正反対及び医療保障の拡充に関する請願
請願者 岡山県玉野市玉一ノ一ノ二 鈴木木絶子外九百八十名

紹介議員 須原 昭二君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第一六八三三 昭和四十七年四月二十八日受理
健康保険法改正反対及び医療保障の拡充に関する請願
請願者 岡山県玉野市宇野七ノ四六ノ四 松葉房子外九百名
藤原 道子君

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第一六八五号 昭和四十七年四月二十八日受理
看護婦不足対策に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市三ツ木七六八ノ一四三 田島さわ外二千七百二十一名

紹介議員 片岡 勝治君
看護婦不足の解決と医学、医療に対応した看護制度確立のため、左記事項の実現を図られたい。
一、看護婦不足対策についての国会決議を国は責任をもつて実施すること。
二、看護婦教育は、学校教育法にもとづく高卒三年以上に一本化すること。
三、看護婦教育の一本化を前提として、准看護婦から看護婦への道を拡大するため、進学コースの拡大と、経験六年以上の准看護婦に一定の教育のち看護婦国家試験の受験資格を与えること。

四、看護婦教育施設を早急に拡充整備し、教育に関する公費負担を大幅に増額すること。
五、看護婦の民間教育施設の運営に対する公費援助の新設と増額を行なうこと。
六、家庭生活と両立できる夜勤制限、複数夜勤をふくむ大幅な労働条件の改善と賃金の引き上げ

を行なうこと。

第一六八六号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 東京都大田区中央八ノ八ノ一一
原公子外八十三名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六八七号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町上山田一、九
二七 内田末義外七十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六八八号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台二ノ一ノ七
竹内澄江外三百十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六八九号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 東京都東村山市青葉町二ノ二、二
九一東京医務連晴望園労働組合内
水野清志外四十七名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九〇号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市島泉五ノ二三六
上北清子外五百三十二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九一号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 徳島県阿南市大湯町一三一 横部
智子外四十三名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九二号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 福岡県久留米市安武町住吉一、〇
〇四ノ一一 瀬戸政博外二千三百
八十六名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九三号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 静岡県焼津市焼津七〇三ノ五 長
谷川弘子外四百四十一名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九四号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 東京都調布市布田五ノ四六ノ一
村上捷子外五百三十二名

紹介議員 羽生 三三君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九五号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 大阪市東成区大今里二ノ二九 樫
本テル子外千四百十一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九六号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台五ノ一七ノ四
片桐記史外九十九名

紹介議員 水口 宏三君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九七号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願(二通)

請願者 東京都江戸川区西一ノ江一ノ二、
四六六 渡辺三千男外八十一名

紹介議員 宮之原 貞光君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九八号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 岡山県津山市高野山西四四 日笠
榮外四百七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六九九号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 宮崎県都城市太郎坊町一、六三五
ノ二 岩佐幸子外八百三十二名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七〇〇号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 熊本県荒尾市普源寺一、二一七
前田ハツエ外五百七十一名

紹介議員 森元治郎君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七〇一号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 島根県松江府母衣町二〇〇 三代
勝代外二百十四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

看護婦不足対策に関する請願

請願者 群馬県高崎市柳川町一二一 菅沼
正江外五百五十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七〇三号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町尻海三、九一
四 尾上靖子外七十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七〇四号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 東京都大田区仲池上二ノ七ノ一ノ
一〇一 小川壽司外百名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七〇五号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市上野町一三〇
村井とき外二百九十一名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一七〇六号 昭和四十七年四月二十八日受理

看護婦不足対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和二ノ四東大阪
市保険員労働組合内 藤崎杉枝外
千九十三名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

昭和四十七年六月一日印刷

昭和四十七年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局